日医発第 1154 号(地 237) 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長 植 松 治 雄

## 医療関連業務への医療従事者の労働者派遣について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療機関への医師や看護師等の労働者派遣は、平成16年に認められた紹介 予定派遣による場合を除き、認められておりません。しかしながら、今般、労働者派 遣法施行令の改正により、限定的に認められることとなりました。

本改正は、「構造改革特別区域推進本部」有識者会議の意見を受けた政府決定に基づくもので、 産前産後休業、育児休業又は介護休業中の代替としての労働者派遣(医師、看護師等)、及び へき地等における医療機関への労働者派遣(医師のみ)を対象としています。

今回の改正にあたって、本会では、「労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会」でのヒアリング(昨年11月18日)に出席し、「我が国の全ての医師及び全ての医療提供施設の経営・管理責任者を代表する者として、基本的には医療関係業務への労働者派遣には反対である。しかしながら、深刻化する医師の偏在、変容する社会情勢等に鑑み、管理者としての派遣の場合を除き、やむを得ない緊急避難的な措置と考える」との意見陳述を行いました。

その結果、厚生労働省通知では、へき地等の医療機関につき、管理者としての医師の派遣は適当ではないとされております。その他、厚生労働省通知には、派遣先医療機関における留意点、事前研修(へき地等への派遣の場合)や員数の算定方法等、所要の事項が説明されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴 会管下医療機関への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

医政発 第 0331023 号 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

(社) 日本医師会会長 殿



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

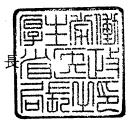
標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く 周知いただきますようお願い申し上げます。



医政発第 0331022 号職 発第 0331028 号老 発第 0331011 号平成18年3月31日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局县



厚生労働省職業安定局

厚生労働省老健局

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第47号。以下「改正政令」という。)が平成18年3月17日に公布され、平成18年4月1日より施行されることとなったところである。その改正の概要、留意事項等は以下のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

# 第1 改正の概要・趣旨等

# (1) 改正の概要

病院等(※)において医師、歯科医師、看護師等が行う医療関連業務については、紹介予定派遣が行われる場合には、労働者派遣を認め、それ以外については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に支障が生じるとの指摘等を考慮し、禁止されてきたところであるが、今般の改正において、産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療関係労働者(改正政令による改正後の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条第1項各号に掲げる業務に従事する労働者をいう。以下同じ。)の業務を代替する場合及びへき地にある病院等において医師が医師法(昭和23年法律第201号)第17条に規定する医業(以下単に「医業」という。)を行う場合には、労働者派遣を認めることとしたところである。

なお、改正政令の内容については、別添1を参照されたい。

(※)「病院等」・・・①病院、②診療所(身体障害者療護施設の中に設けられた診療所等の厚生労働省令で定めるものを除く。)、③助産所、④介護老人保健施設及び⑤居宅

# (2) 改正の趣旨

今般の改正において、産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療関係労働者の業務については、代替要員の確保の必要性が高いこと、また、派遣期間が労働者が産前産後休業、育児休業又は介護休業を取得している期間に限られ、常用代替のおそれがないこと等から、代替要員の確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を認めることとしたものであること。

また、へき地にある病院等において行われる医業については、これらの地域は現在、医師の地域的な偏在等により医師の確保が困難となっており、医師の確保のための選択肢の一つとして医師の労働者派遣を認める必要性が高いこと等から認めることとしたものであること。

派遣先である病院等は、派遣労働者の受入れに当たっては、これら改正の趣旨を十分に踏まえること。

(3) 労働者派遣の対象となる産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療 関係労働者の業務

今般の改正に伴い、労働者派遣を行うことが可能となる、産前産後休業、 育児休業又は介護休業中の医療関係労働者の業務は、以下のとおりである こと。

- ① 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の 規定により休業し、並びに「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号。以下「育児・ 介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業をする場合に おける当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令 で定める場合(※1)における当該労働者の業務
- ② 育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに 準ずる休業として厚生労働省令で定める休業(※2)をする場合におけ る当該労働者の業務
- (※1) 厚生労働省令で定める場合・・・労働基準法第65条第1項の規定による 休業に先行し、又は同条第2項の規定による休業若しくは育児休業に 後続する休業であって、母性保護又は子の養育をするためのものをす る場合(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条 件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号。以 下「施行規則」という。)第33条)
- (※2) 厚生労働省令で定める休業・・・介護休業に後続する休業であって育児・ 介護休業法第2条第4号に規定する対象家族を介護するためにする休 業(施行規則第33条の2)
- (4) 医業について医師の労働者派遣を行うことが可能なへき地の範囲 今般の改正に伴い、医業について医師の労働者派遣を行うことが可能と なったへき地とは、以下のいずれかの地域をその区域内に含む厚生労働省令 で定める市町村であること。

なお、厚生労働省令で定める市町村については、別添2を参照されたい。

- ・ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により 離島振興対策実施地域として指定された「離島の区域」
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する「奄美群島の区域」
- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する「辺地」
- ・ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により

指定された「振興山村の地域」

- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条 第1項に規定する「小笠原諸島の地域」
- 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第 1項に規定する「過疎地域」
- 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規 定する「離島の地域」

# 第2 労働者派遣制度の趣旨・概要

労働者派遣制度の趣旨・概要については以下のとおりであるが、同制度 の詳細については別添3のパンフレットを参照されたい。

なお、労働者派遣事業制度の詳細について不明な点等があれば、適宜、 都道府県労働局に相談されたい。

# (1)労働者派遣制度の趣旨

労働者派遣制度は、臨時的・一時的な労働力の需給調整のための制度として位置付けられるものであり、この考え方に基づき、原則として派遣期間の制限が設けられていること。

### (2)派遣期間の制限

派遣先は、派遣就業の場所ごとの同一の業務(※)について、原則として1年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととされていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下単に「法」という。)第40条の2第1項・第2項)。したがって、へき地にある病院等において派遣労働者である医師により行われる医業については、原則1年の期間制限の対象となるものであること。

1年を超えて、最長3年まで受け入れることは可能であるが、1年を超える派遣を受けようとする派遣先は、あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に対し、派遣を受けようとする業務、期間及び開始予定時期を通知し、十分な考慮期間を設けた上意見を聴き、その聴取した意見の内容等を書面に記載して3年間保存しなければならないこと。

派遣先は、労働者派遣契約を更新したり、派遣元事業主又は派遣労働者を交替しても、原則1年、最大3年を超えて継続して同一業務に労働者派遣を受けることはできないものであること。

産前産後休業、育児休業又は介護休業中の労働者の業務については、労働者が休業中は、労働者派遣を受けることが可能であり、原則 1 年の期間制限の対象とはならないが、派遣期間は当該休業の期間に限られるものであること。

(※)「同一の業務」・・・一般に派遣先における組織の最小単位において行われる業務は、同一の業務とみなしているところであるが、医療関連業務における具体例については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴う医療関連業務への紹介予定派遣に係る取扱いについて」(平成16年5月28日付け医総発第0528001号・医指発第0528001号・職需発第0528001号厚生労働省医政局総務課長・医政局指導課長・職業安定局需給調整事業課長連名通知)により示されているので、参照されたい。(別添「参考」参照)

# (3) 派遣受入期間の制限への抵触日の通知・明示

派遣元事業主及び派遣先は、派遣受入期間制限のある業務については、 派遣受入期間の制限に関して、以下の通知・明示を行わなければならない こと。

# ① 労働者派遣契約締結時

派遣先は、あらかじめ、派遣元事業主に対して、当該派遣先の派遣 受入期間の制限への抵触日を通知すること(法第26条第5項)。(派 遣契約締結後に、派遣先において意見聴取を行う等により派遣受入期 間制限への抵触日が変更された場合は、その都度、派遣元事業主に通 知することが必要である(法40条の2第5項)。)

### ② 派遣の開始前

派遣元事業主は、あらかじめ、派遣労働者に対して、派遣先の派遣 受入期間の制限への抵触日を明示すること(法第34条第1項第3 号)。(変更された抵触日が通知された場合は、その都度、派遣労働者 に通知することが必要である(法第34条第2項)。)

③ 派遣受入期間の制限への抵触日の1か月前~前日

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先に対して、派遣受入期間の 抵触日以降労働者派遣を行わない旨を事前に通知すること(法第35 条の2第2項)。

# (4) 派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限

派遣先は、労働者派遣契約を締結する際、事前面接や履歴書の送付等の派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならないこととされていること(法26条第7項)。

また、派遣元事業主は派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならないこととされていること(法26条第7項・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針)。

# 第3 病院等における医療関連業務に派遣労働者を受け入れる際の留意点

今般の改正において、産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療関係労働者の業務に派遣労働者を受け入れること及びへき地にある病院等において行われる医業について医師を派遣労働者として受け入れることを認めることとしたところであるが、労働者派遣により労働者を確保する場合には、事前に派遣労働者を特定することができないこと等労働者派遣制度の特性を十分に踏まえるとともに、医療関連業務の適正実施の観点から、以下の点に留意の上、適切に対応する必要があること。

# (1) 派遣元事業主の選定に当たっての留意事項

労働者派遣制度においては、派遣元事業主及び派遣先においてそれぞれ 責任者を選任し、派遣労働者からの苦情の処理等の業務に当たらせること としているところであるが、医療関連業務の専門性等にかんがみると、医 療資格者の派遣を行う派遣元事業主は、医療資格者である派遣労働者から の相談・苦情等に適切に対応し得る体制(専門的なスタッフの配置等)を有 していることが望ましいものであり、派遣先である病院等は、こうした派 遣元事業主を選定することが望ましいこと。

また、労働・社会保険への加入や適切な休暇の付与等の雇用管理が適正 になされていることに加え、必要な教育訓練を適切に実施している等の適 切な派遣元事業主を選定することが重要であること。 なお、へき地にある病院等が医業について医師を派遣労働者として受け 入れる場合には、第4に示した事前研修を受けた医師を派遣するよう派遣元 事業主に対し求め、当該研修を受けた医師であることの確認を行うこと。

# (2) 業務内容の把握と派遣元事業主に対する適切な説明

労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣労働者が従事する業務の 内容を把握し、当該業務を行うために求められる知識、技術又は経験等に ついて、派遣元事業主に対して事前に十分説明し、派遣元事業主がそのニ ーズに応じた労働者の選定ができるよう努めること。

したがって、医療関係労働者について派遣を受ける場合には、以下に例 示するような条件を付けることは可能であること。

(例) 勤務年数、専門としている診療科、へき地における診療経験

# (3) 労働者派遣契約における必要な条件の設定

労働者派遣契約を締結する際には、派遣元事業主の都合により頻繁に派遣労働者が変更されることのないよう、派遣を受ける病院等が希望する場合、①派遣労働者は、当該病院等における就業開始後に、就業の継続を拒否する自由を妨げられないこと、②派遣労働者の年次有給休暇、育児休業等の取得等の派遣労働者の権利(派遣元事業主と派遣労働者との雇用契約上の権利を含む。)を害することのないことを明らかにした上で、派遣元事業主が選定した派遣労働者を継続的に派遣する趣旨の規定を労働者派遣契約に盛り込むなど、派遣労働者の交替について事前に契約事項として定めておくことは可能であること。

# (4) 派遣労働者受入後の対応

派遣労働者を受け入れた場合には、当該派遣労働者と当該病院等において直接雇用している医師・看護師等の医療職やその他の職員との相互の能力把握や意思疎通が十分になされるよう、必要な措置を講じるよう努めること。

また、派遣労働者からの苦情や相談に対応し得る体制を派遣先責任者の活用等により整えておくよう努めること。

# (5) 派遣労働者である医療関係労働者に対する教育訓練等

労働者派遣制度においては、派遣元事業主が派遣労働者の教育訓練の機 会の確保に努めること等とされているほか、派遣先においても、派遣労働 者の教育訓練・能力開発について可能な限り協力し、必要に応じて教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならないこととされている。

派遣先である病院等は、医療が生命・健康に関わるものであることを十分に踏まえ、派遣労働者に対する教育訓練の実施等に積極的に協力するほか、派遣労働者を含めた医療従事者の資質の確保・向上に努めること。

# (6) 派遣労働者である医療資格者の適正な就業条件の確保等

労働者派遣制度においては、派遣先に対して、派遣先責任者の選任等の 一定の責務が課せられているほか、労働時間の管理、労働者の危険又は健 康障害を防止するための措置等の労働基準法、労働安全衛生法等に基づく 事業主としての責務の一部が課せられている。

また、派遣先である病院等は派遣労働者を受け入れるに当たって、社会保険・労働保険への加入の有無を確認し、派遣労働者が社会保険・労働保険に加入していない場合には派遣元事業主に対して、その理由を明らかにするよう求めること。

その際、加入していない理由が適正でないと考えられる場合には、派遣 元事業主に対し、社会保険・労働保険に加入させてから派遣するよう求め ること。

派遣先である病院等は、派遣労働者である医療資格者の受入れに当たりこれらの措置を適切に講じなければならないこと。

### (7) 円滑な業務引継のための対応

派遣労働者の交代により業務の引継ぎの必要が生じた場合でも円滑に業務の引継ぎができるよう、業務に関する記録の作成や管理方法等の標準化に努めること。

# (8) 期間制限の遵守

今般の改正において、産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療関係労働者の業務について労働者派遣を認めることとしたが、これは当該労働者の休業期間中に限ってであれば、派遣労働者を受け入れたとしても、常用雇用の代替のおそれがないこと等から認められるものであり、上記期間を超えて派遣労働者を受け入れることのないよう、派遣先である病院等は期間制限を遵守すること。

また、へき地にある病院等が医業について医師を派遣労働者として受け 入れる場合には、原則1年、最長3年の期間制限を遵守すること。

なお、期間制限を超えて、派遣労働者を受け入れた場合には、助言・指

導及び勧告等の対象となるものであること。

# (9) 医療法に定める医師等の員数の算定方法について

今般の改正により、病院等における医療関連業務に派遣労働者を受け入れる場合、医療法(昭和23年法律第205号)第25条の規定に基づく立入検査において派遣労働者である医師等の員数を算定する際には、当該医師等の勤務の実態により、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の要綱について」(平成13年6月14日付け医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知。以下「立入検査要綱」という。)の算定方法によることとし、具体的には、原則として病院で定めた医師等の勤務時間のすべてを勤務する者については常勤医師等、それ以外の者については非常勤医師等とみなし、立入検査要綱の「非常勤医師の常勤換算」に定める方法により算定すること。

# (10) 責任の所在の明確化

一般に、派遣労働者の業務遂行に伴い患者等の第三者に損害を与えた場合、派遣元事業主と派遣先との間においては、派遣労働者に対して指揮命令を行う病院等が派遣先として損害賠償責任を負うものと考えられることを前提に、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること。

第4 へき地にある病院等が医業について医師を派遣労働者として受け入れる際の留意点

# (1) 基本的考え方

へき地にある病院等に医師の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元事業主は、へき地においては一人の医師で対応すべき医療のニーズが広範にわたり得るという特性にかんがみ、へき地にある病院等への派遣後に医業を円滑に行うために必要な研修(以下「事前研修」という。)をあらかじめ受けた医師を派遣すべきであり、他方、派遣先となるへき地にある病院等が派遣労働者として医師を受け入れるに当たっては、事前研修を受けた医師を受け入れるべきであること。

その際、研修を受けた医師であるかどうかの確認は、事前研修を修了した旨の証明書により行うこと。

なお、医療法第10条に規定する管理業務については、保健衛生上支障 を生ずるおそれがないように管理するものであることから、労働者派遣事 業の対象とすることが適当ではないことについては、平成11年11月 30日付け健政発第1290号・健医発第1634号・医薬発第1331 号厚生省健康政策局長・保健医療局長・医薬安全局長連名通知により示しているところであるので、念のため申し添える。

# (2) 事前研修

事前研修の実施主体、内容等については、一般的には、以下のようなものが望ましいと考えられる。ただし、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、派遣される医師の個人的な属性(専門分野、へき地勤務経験等)や労働者派遣契約の内容(勤務場所、期間、業務内容の特約等)等に応じた取扱いをしても差し支えないこと。

- ① 事前研修の実施主体 各都道府県のへき地医療支援機構が中心となって行うものであること。
- ② 事前研修の内容
  - ・ 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係 機関との連携体制のあり方について
  - ・ へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する 知識及び手技等について
  - ・ 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風 土病、ライフラインの整備状況等)について
- ③ 事前研修の期間について 最低6時間以上であることが望ましいこと。
- ④ 事前研修を修了した旨の証明について 当該医師が事前研修を修了したと認められる場合には、へき地医療支援 機構において、その旨の証明書を発行すること。
- ⑤ 事前研修を実施する必要のない者について

事前研修の実施については、上記のとおり、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、一定の柔軟な取扱いをすることも可能であるが、少なくとも、今般の改正政令に基づきへき地へ派遣され、1年以上勤務した経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有すると認められる者(「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に定めるへき地診療所に1年以上勤務した経験を有する者又は同通知に定めるへき地医療拠点病院に1年以上勤務し、かつ、巡回診療若しくはへき地診療所への代診等に従事した経験を有する者等)に対しては、事前研修を実施する必要はないものとして取り扱って差し支えないこと。

# (3) 派遣労働者である医師に対する教育訓練等

上記のとおり、へき地においては一人の医師で対応すべき医療のニーズが広範にわたり得ることから、事前研修を受けた医師を派遣すべきこととしているが、派遣労働者である医師を受け入れる病院等は、当該医師を受け入れた後にあっても、地域における医療事情に、より即応した内容・形態等の研修を必要に応じ行うなど、へき地において医業が円滑に行われるよう教育訓練の機会の確保に努めること。

# 第5 都道府県等による患者等の苦情や相談への対応

各都道府県等においては、医療に関する患者等の苦情や相談に対応し、 医療安全対策を推進するため、「医療安全支援センターの設置について」 (平成15年4月30日付け医政発第0430003号厚生労働省医政局 長通知)に基づき設置された医療安全支援センターに相談窓口が設けられ ているところであるが、苦情や相談の内容が、派遣労働の問題に関わるよ うな場合にも、必要に応じ都道府県労働局等とも連携の上、適切な対応を 行うようお願いしたいこと。

16

と。」に改める

中「一万台」を「その事業年度における生産台数 表の十八の項及び十九の項中「一万台」を「その 生産台数が一万台以上であること。」に改め、同表 台以上であること。」に改め、同表の十四の項中「一 数又は販売台数が五万台以上であること。」に改 項中「五万台」を「その事業年度における生産台 以上であること。」に改め、同表の九の項及び十の 同表の七の項中「一万台」を「その事業年度にお 又は販売台数が五万台以上であること。」に改め、 中「五万台」を「その事業年度における生産台数 が五千台以上であること。」に改め、同表の六の項 中「五千台」を「その事業年度における生産台数 が一万台以上であること。」に改め、同表の五の項 が五万台以上であること。」に改め、同表の四の項 を「その事業年度における生産台数又は販売台数 であること。」に改め、同表の三の項中「五万台」 ものの販売台数に限る。以下同じ。)が一万台以上 度における生産台数又は販売台数(自ら輸入した 改め、同表の二の項中「一万台」を「その事業年 度における生産台数が一万台以上であること。」に 十六の項中「一万台」を「その事業年度における 台以上であること。」に改め、同表の十五の項及び 万台」を「その事業年度における生産台数が一万 事業年度における生産台数又は販売台数が一千台 と。」に改め、同表の八の項中「一万台」を「その ける生産台数又は販売台数が一万台以上であるこ 事業年度における生産台数が一万台以上であるこ る生産台数が五千台以上であること。」に改め、同 の十七の項中「五千台」を「その事業年度におけ 万台」を「その事業年度における生産台数が二万 め、同表の十一の項から十三の項までの規定中「一 別表第三の一の項中「一万台」を「その事業年

数が一万台以上であること。」に改め、同表の八の 項中「一万台」を「その事業年度における生産台 以上であること。」に改め、同表の六の項及び七の 以上であること。」に改め、同表の五の項中「一千 台」を「その事業年度における生産台数が一万台 こと。」に改め、同表の三の項及び四の項中「一万 の事業年度における生産台数が一千台以上である 項及び九の項中「一千台」を「その事業年度にお 台」を「その事業年度における生産台数が一千台 別表第四の一の項及び二の項中「一千台」を「そ あること。」に改め、 の項中「五万台」を「その事業年度における生産 十七の項から四十の項までの規定中「一万台」を 台数が一千台以上であること。」に改め、同表の三 の項中「一千台」を「その事業年度における生産 が一万台以上であること。」に改め、同表の三十六 中「一万台」を「その事業年度における生産台数 め、同表の三十一の項から三十五の項までの規定 台数又は販売台数が五万台以上であること。」に改 「その事業年度における生産台数が一万台以上で

別麦第二の第三欄中「年間の」を「その事業年 | ける生産台数が一千台以上であること。」に改め、 台以上であること。」に改め、同表の十三の項中「二 台以上であること。」に改め、同表の十四の項中「五 万台」を「その事業年度における生産台数が一万 と。」に改め、同表の十一の項及び十二の項中「一 ける生産台数又は販売台数が一万台以上であるこ 台以上であること。」に改め、同表の十六の項中「一 台以上であること。」に改め、同表の十五の項中「一 千台」を「その事業年度における生産台数が二千 同表の十の項中「一万台」を「その事業年度にお 年度における生産台数又は販売台数が一千台以上 の項中「一万台」を「その事業年度における生産 おける生産台数又は販売台数が五万台以上である 千台」を「その事業年度における生産台数が五千 以上であること。」に改め、同表の二十二の項中「五 改め、同表の二十の項中「五万台」を「その事業 度における生産台数が一千台以上であること。」に 十九の項までの規定中「一千台」を「その事業年 台以上であること。」に改め、同表の十七の項から 万台」を「その事業年度における生産台数が一万 千台」を「その事業年度における生産台数が五千 め、同表の二十八の項中「一万台」を「その事業 台数又は販売台数が一万台以上であること。」に改 が一万台以上であること。」に改め、同表の二十七 中「一万台」を「その事業年度における生産台数 こと。」に改め、同表の二十五の項及び二十六の項 表の二十四の項中「五万台」を「その事業年度に は販売台数が一千台以上であること。」に改め、同 台以上であること。」に改め、同表の二十三の項中 台」を「その事業年度における生産台数が一万台 であること。」に改め、同表の二十一の項中「一万 年度における生産台数又は販売台数が五万台以上 千台」を「その事業年度における生産台数が一千 であること。」に改め、同表の二十九の項及び三十 「一千台」を「その事業年度における生産台数又

> 表の四十五の項中「五千台」を「その事業年度に る生産台数が一万台以上であること。」に改め、同 以上であること。」に改め、同表の四十三の項及び 台」を「その事業年度における生産台数が五千台 であること。」に改め、同表の四十二の項中「五千 を「その事業年度における生産台数が二万台以上 め、同表の四十六の項から五十の項までの規定中 おける生産台数が五千台以上であること。」に改 四十四の項中「一万台」を「その事業年度におけ 一万台以上であること。」に改める。 「一万台」を「その事業年度における生産台数が

又は自ら輸入したバーソナルコンピュータの」をじ。」を削り、「バーソナルコンピュータの生産台数別表第六の一の項中「以下この項において同 に限る。)」に改める。 産量又は自ら輸入した密閉形蓄電池の販売量」を この項において同じ。」を削り、「密閉形蓄電池の生 「生産量又は販売量(自ら輸入したものの販売量 「生産台数又は」に改め、同表の二の項中「以下

度における」に改める。 別表第七の第三欄中「年間の」を「その事業年

# 附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年七月一日から施 行する。 (罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、 なお従前の例による 財務大臣 谷垣 禎

国土交通大臣 厚生労働大臣 内閣総理大臣 経済産業大臣 農林水産大臣 川崎 中川 小泉純一郎 小池百合子 階 俊博 昭 二郎 雄

政令をここに公布する。 高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する

# 御 名 御

平成十八年三月十七日 内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第四十六号 高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正 する政令

同表の四十一の項中「二万台」

一の政令を制定する。

二百四号)

|百四号) 第七十三条第一項の規定に基づき、こ内閣は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第

二十一号)の一部を次のように改正する。 九百円)」を加える。 「(電子申請等による場合にあっては、 別表第二第一の項中「一万四千五百円」の下に 高圧ガス保安法関係手数料令(平成九年政令第 一万三千

別表第三第八の項イを次のように改める。 個につき 三十円

# 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する 内閣総理大臣 経済産業大臣 二階 俊博 小泉純一郎

部を改正する政令をここに公布する。 働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

# 御 名 御

平成十八年三月十七日 内閣総理大臣 小泉純一 郎

# 政令第四十七号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 遺労働者の就業条件の整備等に関する法律 施行令の一部を改正する政令

び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 号及び第五十五条の規定に基づき、この政令を制 (昭和六十年法律第八十八号) 第四条第一項第三 内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及

和六十一年政令第九十五号)の一部を次のように 働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭 改正する。 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業 の場所がへき地にある場合」を加え、同条に次の 十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合 一項を加える。 第二条中「場合」の下に「、当該業務が法第四 府

令

〇内閣府令第十一号

関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年三月十七日

人事統計報告に関する政令(昭和四十一年政令第十二号)第三条の規定に基づき、

八号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別記様式第一、様式第二、様式第四、様式第六及び様式第七をそれぞれ次のように改める。

に改め、同条第五号中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条中第十八号を削り、

第十九号を第十

第六条第一号中「第十九号、第二十一号及び第二十二号」を「第十八号、第二十号及び第二十一号」

人事統計報告に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第三号)の一部を次のように改正する。

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

める市町村とする。 当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該 第二条第一項の規定により離島振興対策実施 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美 地域として指定された離島の区域 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九

財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十 七年法律第八十八号)第二条第一項に規定す 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための

四年法律第七十九号) 村の地域 第七条第一項の規定により指定された振興山 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十 第二条第一項に規定す

六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年 法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎 る小笠原諸島の地域 を

報

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行す (施行期日) 四号)第三条第三号に規定する離島の地域 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十 る。

官

適用については、 この政令の施行前にした行為に対する罰則の (罰則に関する経過措置) なお従前の例による。 厚生労働大臣 小泉純一郎 川崎 二郎

する。

この政令は、

平成十八年三月二十六日から施行

附 則

内閣総理大臣

2

布する。 検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公

# 名 御

御

平成十八年三月十七日

内閣総理大臣

小泉純一郎

政令第四十八号

第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、こ の政令を制定する。 検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七 内閣は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号) 検疫法施行令の一部を改正する政令

号)の一部を次のように改正する。 別表第三福岡空港の項の次に次のように加え 別表第一港又は飛行場の名称の欄中「福岡空港 新北九州空港」「福岡空港 に改める、

臣が指定する地域 のうち、厚生労働大 のうち、厚生労働大

空新港北九州

内閣総理大臣 厚生労働大臣 川崎 二郎 小泉純一郎

様式第1

内閣総理大臣

小泉純一郎

人事統計報告に

| 部局名  | ·         |     |      | 官署名 |               | ji.          |        |      | 平成              |          | 日現在 | 作成實        | 任者官職     | 氏名 |         |
|------|-----------|-----|------|-----|---------------|--------------|--------|------|-----------------|----------|-----|------------|----------|----|---------|
| 会計名  |           |     |      | 名   |               |              |        |      |                 |          |     |            |          |    |         |
| 給表名  | 職名        | 指定職 | 1    | 1   | 2             | 3            | 1000   | 務 5  | の <b>級</b><br>6 | え(号<br>7 | 8   | 9          | 10       | 11 | āt      |
|      |           |     |      |     |               |              |        |      |                 |          |     |            |          |    |         |
|      |           |     |      | _   |               |              |        | ļ    |                 | <u>.</u> |     |            |          |    |         |
|      |           |     |      |     |               |              |        | -    |                 |          |     |            |          |    |         |
|      |           |     | _    |     |               |              |        | ļ    | (1)<br>-3       |          | ļ   | ļ          |          | 18 |         |
|      | Laidenaan |     | J.,. |     | ~~^i          |              | J.,,,, | J.,  | \               | ا        |     | ļ.,,       | L        |    | <u></u> |
| **** |           | 1   | ~~   | ~~  | ^~~~          | <b>~</b> ~~~ | ·····  | ~~·· | }~~~ <u>}</u>   |          |     | <b>~~~</b> | <b>,</b> |    |         |
|      |           |     |      |     | <del></del> . |              |        |      |                 |          |     |            |          | 4  |         |
|      | 計         |     |      |     | -             |              |        |      |                 |          |     |            |          |    |         |
| 考    |           |     |      |     |               |              |        |      |                 |          |     |            |          |    |         |
|      |           |     |      |     |               |              |        |      |                 | •        |     |            |          |    |         |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

| 四 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第三条第三号に規定する離島の地域 | 三 二 一を<br>第別 八 た一 そ前<br>二措辺十竜離項離の<br>条置地九美島の島区の | 2 前頁の/き地とは、次の各号のハずれかに該当する地域<br>第二条 法第四条第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業<br>当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当<br>当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当<br>の場所がへき地にある場合を除く。)とする。<br>(法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に<br>第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務) | 改 正 案 |
|---------------------------------------|---|--|-------|
|                                       |   | (法第四条第一項第三号の政令で定める業務)<br>  「「「「大」」」とする。<br>  「一个八(略)<br>  「一个八(略)  | 現行    |

16

に改め、同条第二項中「第十九条」を「第十七 第四条第一項中「第十三条」を「第十一条」

○厚生労働省令第二号

豊

雄武町

| 六 め違六 Oか改師関   | 条人: に、「第十二条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」と「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」を「第十一条」と「第十一条」と「第十一条」と「第十一条」と「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」を「第十一条」を「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項」に改める。「第十一条第二項。「第一条第二項。「第一条第二項。「第一条第二項。「第一条第二項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一条第一項。「第一条第一項。「第一条第一項。」「第一系第一項。「第一系第一項。」「第一系第一項。「第一項。」「第一系第一項。「第一系第一項。「第一系第一項。」「第一系第一項。「第一系第一項。」「第一系第一項。「第一系第一項。」「第一系第一系第一項。「第一系第一系第一页。「第一系第一页。」「第一系第一页。「第一系第一页。」「第一系第一页。「第一系第一页。」「第一系第一页。「第一系第一页。「第一系第一页。」「第一系第一页。「第一系第一系第一页。」「第一系第一系第一页。「第一系第一页。」「第一系第一页。「第一系)「第一系第一页。「第一系)「第一系第一系)「第一系)「第一系第一系第一系)「第一系)「第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系第 | 平成 18年3月31  | Ħ   | 金唯口 戶  | 刊  |  | 775  |  |
|---|---|---|-----|--|--|--|--|--|
| 一年  | マルー・  |   |     | がる。<br>平成十八年<br>労働者派遣事<br>二条第二   | 道労働者の就業<br>一年政令第<br>一年政令第  | 改正する政令の関する法律の一段では、第生検査技師、衛生検査技術の一般を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | を「第十二条を「第十二条」を「第十二条」を「第十二条」を「第十二条」を「3十二条」を「3十二条」を「3十二条」を「3十二条」を「3十九条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条」を「31114元条件」を「31114元条件」を「31114元条件」を「31114元条件」を「31114元条件」を「31114元条件」を「31114元条件」を「31114元条件」を「31114元を「3114元を「3114年を「3114年を「3 | 世条- に致め、<br>第五条第一<br>条」に、「第十二条第一<br>条」に、「第十二条第一系                                 |
| 条件、区、第十七 (野田 ) の施行に伴い、診療放射線技術学校業成所指定規則の一部を改正する法律(平成十十年)の施行に伴い、診療放射線技術学校業成所指定規則の一部を改正する省令を充業に、第 (第十四条第二項) 一部を改正する省令を済みる。 中法律第七十七号)の施行に伴い、診療放射線技術学校業成所指定規則の一部を改正する省令を済ま、 第二項の規定に基づき、労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する省令を済ま、 第二項の規定に基づき、労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の企業第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする、第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする、第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。 第二項の厚生労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和の企業の企業を表示の表示と対して、第二十二項」を「第二十二項目(第二十二項目(第二十二項目(第二十二項目(第二十二項目(第二十二項目(第二十二列)を「第二十二項目(第二十二項目(第二十二列)を「第二十二列(第二十二列)を「第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十一列(第二十一列)(第二十一列(第二十一列)(第二十一列(第二十一列)(第二十一列(第二十二列)(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二列(第二十二十二十一列(第二十二十二十二十二十一一一列(第二十二十二十二十二十一一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | 条: に 改める。 条: に 改める。 条: に 改める。 第十四条第二項」  第十四条第二項  第十一年  第十四条第二項  第二項  第十一年  第十四条第二項  第十一年  第十一年  第十一年  第二項  第二項  第二項  第二項  第二項  第二項  第二項  第二  | 爾倫山二茅亀上松石志山越海部郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡      | 郡三名 | 、九十五号)第二章 業の適正な運営。 乗の適正な運営 (重事業の適正な運営) 三月三十一日  | 条件の整備等に開発の適正な運営の第二十号   | 施行の日(平成上師等に関する法律部を改正する法律臨床検査技師、毎   | 今第十七条」に改め、第二項」に改め、第十七条」に、「第第十七条」に改める第十七条」に改める第二項」に改める第二項」に改める第二項」に改める第二項」に改める第二項」に改める。   | 司条第三項中で第一項に、「第十年及び第二項中で第二項中で第二項中で第十十二条」を「第十十二条」を「第十十二条」を「第十十二条」を「第十九十二条」を「第十九十二条 |
| 町 厚別部町  | 町 厚別部町 原別部町 原別部町 原別部町 原別部町 原別部町 原別部町 原別部町 原   | 二 富名  | 市   | 条第二項の厚生労の確保及び派遣労める省令を保及び派遣労の確保及び派遣労  | 関する法律施行会衆第二項の規定にの確保及び派遣労   | <b>下八年四月一日)</b><br>俘施行令の一部を<br>佯及び臨床検査技<br>衛生検査技師等に                        | 成める。<br>「一条第四項中「第十六条」に、「第十六条。」に、「第十十六条。」に、「第十十六年。(第十十六条)に、「第十十六条。(第十六条)に、「第十六条。(第十六条)に、「第十十六条。(第十六年)に、「第十十六年。(第十十六年)に、「第十十六年。(第十十六年)に、「第十十六年。(第十十六十十六十十十十六十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十   | 第十四条第二項」-九条」を「第十四条第一項」条」に改める。  |
|   | 和 第 定派和 9 伝 八 9 1 品 《八  | 町厚別部町町野原別部町町の場合では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学 | 村   | カ働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。<br>カ働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭治労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭治労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令) | P第二条第二項の市町村を定める省令を次のようにで基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び87働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭41-2 | 第二条第十号中「第七条第二十二百第二条第二十五項」に改める。   | 京 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (  |  |

官

奥尻郡 島牧郡 久遠郡 瀬棚郡 虻田郡 磯谷郡 寿都郡 空知郡 上川郡 樺戸郡 夕張郡 空知郡 余市郡 古平郡 積丹郡 古字郡 岩内郡 增毛郡 中川郡 勇払郡 雨竜郡 礼文郡 苫前郡 留萌郡 利尻郡 枝幸郡 宗谷郡 天塩郡 白老郡 紋別郡 常呂郡 斜里郡 網走郡 有珠郡 沙流郡 今金町 奥尻町 寿都町 島牧村 せたな町 小平町 増毛町 古冠村、厚真町、安平町、むが村町 奈温・ 由仁町 南幌町 仁木町 古平町 積丹町 共和町 岩内町 浦町 洞爺湖町 二セコ町 真狩村 中富良野町 南富良野町 淵町、下川町、新得町、清水町、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町上川町、美瑛町・和寒町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 月形町 浦臼町 泊村 神惠内村 礼文町 猿払村 苫前町 羽幌町 初山別村 白老町 壮瞥町 利尻町 新冠町 日高町 遠軽町 斜里町 美幌町 遠別町 天塩町 幌延町 豊富町 浜頓別町 訓子府町。置戸町 黒松内町 長沼町 奈井江町 上砂川町 余市町 赤井川村 平取町 清里町 小清水町 津別町 大空町 利尻富士町 4. 4. 4. 4. 上湧別町 中頓別町 枝幸町 新十津川町 栗山町 ; -;\* : 22 : 11 : 12 留寿都村 湧別町 滝上町 佐呂間町 \* 喜茂別町 · 😘 興部町 京極町 西興部村 倶知安町

剣

| (号外第 | 7 | 3 | 号) |
|------|---|---|----|
|------|---|---|----|

岩手県

三戸町、五戸町

田子町 南部町 新郷村

一盛 関岡 市市

陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市

福島県

川俣町

大閒町 東通村 佐井村 風間浦村

六ヶ所村

青森県

報

胆沢郡 九戸郡 和賀郡 二戸郡 東磐井郡 岩手郡 気仙郡 紫波郡 西磐井郡

西和賀町

紫波町

葛巻町

中津軽郡 上北郡 下北郡 南津軽郡

河東郡 幌泉郡 浦河郡 野付郡 阿寒郡 川上郡 厚岸郡 釧路郡 十勝郡 足寄郡 中川郡 広尾郡 河西郡

芽室町

中札内村

更別村

大樹町 広尾町

幕別町 池田町

豊頃町

陸別町

音更町 土幌町 上士幌町

新ひだか町

厚岸町 釧路町 浦幌町 足寄町

浜中町 弟子屈町

::

標茶町

金ヶ崎町 住田町 山田町 藤沢町 平泉町 岩泉町 洋野町 野田村 九戸村

17

中泊町 西日屋 大町 大鰐町 羅臼町 別海町 中標津町 標津町 野辺地町 七戸町 横浜町 東北町

平内町 蓬田村 外ヶ浜町 今別町

市 つがる市 平川市青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市

むつ

山形県

山辺町

西川町

朝日町

大江町

大石田町

天山 童形市 羽後町 美郷町

村山市 長井市 東根市 米沢市 鶴岡市 酒田市

上山市

白糠町 鶴居村

秋田県

宮城県

栗仙 原台 市

大石 崎巻 市市

塩電市

気仙沼市

白石市

角田市 登米市

蔵王町

七ヶ宿町

南会津郡 西白川郡 耶麻郡 岩瀬郡 大沼郡 河沼郡

東田川郡 西置賜郡 東置賜郡 北村山郡 西村山郡 東村山郡 最上郡

高畠町

白鷹町

飯豊町

金山町

最上町 川西町

舟形町

真室川町

大蔵村 鮭川村

戸沢村

庄内町 小国町

遊佐町

馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市

喜多方市

相

雄勝郡 山本郡 北秋田郡 仙北郡 鹿角郡 南秋田郡

藤里町三種町八峰町

上小阿仁村

五城目町 井川町

柴田郡 伊具郡 本吉郡 牡鹿郡 遠田郡 加美郡 黒川郡

> 丸森町 川崎町

西郷村 三島町 湯川村 下郷町 天栄村 大玉村 棚倉町 金山町 平田村 矢祭町 塙町 鮫川村

北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 白沢村 檜枝岐村 只見町 南会津町 昭和村 会津美里町

本吉町 南三陸町

色麻町 大和町 利本荘市 大仙市 北秋田市 仙北市 にか秋田市 熊代市 横手市 大館市 男鹿市 女川町 涌谷町 小坂町 加美町 鹿角市

由

|                 | 平成                    | 18   | 年:     | 3       | 月<br>二  | <b>3</b> 1 | 日              | <u> </u>        | 金曜  | 日    |                           |                     | 官    |            | ·                                      | 幹     | ŧ        |      |     |         |     | (    | 号外                 | 第   | 7    | 3.        | 号)          |                    |      |                              |           | 1  | 8   |
|-----------------|-----------------------|--|--------|---------|---------|------------|----------------|-----------------|---|------|---------------------------|---------------------|------|------------|--|-------|----------|------|-----|---------|-----|------|--------------------|-----|------|-----------|-------------|--------------------|------|------------------------------|-----------|--|-----|
| •               |                       | 新潟県  |        |         | 神奈川県    | # 1        |                | 東<br>京都         |   |      | 千葉県                       |                     |      |            |  | 埼玉県   |          | -    |     |         |     | 群馬県  |                    |     |      |           | t<br>7<br>9 | 一<br>が<br>未<br>果   |      | 茨城県                          |           |  |     |
| 南 魚沼郡           | 東蒲原郡                  | 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1   | 津久井郡   | 愛甲郡     | 足柄上郡    |            |                | 西多摩郡            | 夷陽郡   | 香取郡  |                           | 大里郡                 | 児玉郡  | <b>佚父郎</b> | 之<br>之<br>間<br>郡                       |       | 利根郡      | 吾妻郡  | 甘楽郡 | 多野郡     | 勢多郡 |      | ル 塩<br>質<br>郡<br>郡 | 芳賀郡 | 上都賀郡 | 河内郡       |             | <b>小</b><br>久慈郡    | 東茨城郡 |                              | 相馬郡       | 双葉郡  | 田村郡 |
| 湯沢町川口町          | 凹賀町                   | 南魚沼市、胎内市が高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市が一、加茂市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市 |        | · 清川村   | 山北町村村地町 | 青ヶ島村 小笠原村  |                | <b>槍原村 奥多摩町</b> | 大多喜町  |      | 館山市 市原市 鴨川市 君津市 いすみ市 南房総市 | 寄居町                 | !    | ٠          | 小川町 ときがわ町 越生町                          |       | 川場村      | 長野原町 |     | 上野村 神流町 | 村,  | 桐生市  | 那頁可 那可用可           |     | 西方町  | 上河内町      |             | 鹿沼市                | 城里町  | 日立市 石岡市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 常陸大宮市 |           | 広野町 植葉町 川内村 大熊町 浪江町 <b>葛尾</b> 村                          |     |
|                 |                       |  |        |         |         |            |                |                 | 長野県   |      | •                         |                     |      |            | 山梨県                                    |       |          |      |     |         |     |      | 福井県                |     |      |           |             | 石川県                |      |                              | 富山県       |  |     |
| 上。下高井郡郡         | 上高井郡                  | 東筑摩郡   | 下伊那郡   | 上伊那郡    | 小県郡     | 北佐久郡       | <b>蒂佐</b><br>君 | ī<br>Ē          | •   | 北都留郡 | 南都留郡                      | 南巨摩郡                | 西八代郡 | 東八代郡       |  | 三方上中郡 | 大飯郡      | 三方郡  | 丹生郡 | 南条郡     | 今立郡 | 吉田郡  |                    | 鳳珠郡 | 鹿島郡  | 羽咋郡       | 河北郡         |                    | 下新川郡 | 中新川郡                         |           | 岩船郡  | 1   |
| 山人内町 木島平村 野沢温泉村 | 高山村   松川村   白馬村   小谷村 | 生坂村 山形村 木祖村  | 770 YE | 質輪町 中川村 | 長和町     | 町          | 百<br>七<br>木    | 女才 有大才          | 駒ヶ根市  中野市  大町市  飯山市  塩尻市  長野市  松本市  上田市  飯田市  諏訪市 |      | 道志村 鳴沢村 富士河口湖町            | 増穂町 飲沢町 早川町 身延町 南部町 |      | 一 黄川村      | 市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 甲桁市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 | 若狭町   | 高浜町 おおい町 | 美浜町  | 越前町 | 南越前町    | 池田町 | 永平寺町 | 一越前市 坂井市 一         | 能登町 | 中能登町 | 志賀町 宝達志水町 | 津幡町         | 山市 能美市 小松市 輪島市 珠洲市 |      |                              | 安部市 南砺市 · | 京建宁 马河宁 人名卢格拉 有人 电电子 电电子 电电子 医电子 医电子 医电子 医电子 医电子 医电子 医电子 | 申木寸 |

|   | 13              | 9   |           | 3       | 平反     | 戉     | 18                                  | 3 年              | F.S  | 3 <i>)</i> | 月:               | 3 1              | 日   | \$        | 金曜         | 日                           |      | 官                                     | •            |         | <u> </u> | 设     |               |             |             |   | (        | 号点        | 外角   | 9 7                    | 73             | 5号          | <del>}</del> ) |                      |                   |             |      |            |   |                  |
|---|-----------------|-----|-----------|---------|--------|-------|-------------------------------------|------------------|------|------------|------------------|------------------|-----|-----------|------------|-----------------------------|------|---------------------------------------|--------------|---------|----------|-------|---------------|-------------|-------------|---|----------|-----------|------|------------------------|----------------|-------------|----------------|----------------------|-------------------|-------------|------|------------|---|------------------|
| , |                 |     |           |         | _      |       | Į<br>Į                              | 兵庫県              |      |            |                  |                  | 京都府 |           |            | 滋賀県                         |      | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |              |         | 三重県      | -     |               | _           | 愛知県         |   |          |           |      |                        | i i            | 静岡県         |                |                      |                   |             |      |            | 岐阜県   | -                |
| - | <br>美<br>方<br>郡 | 佐用郡 | 赤穂郡       | 神経      | 多可君    | <br>J |                                     |                  | 与謝郡  | 船井郡        | 相楽郡              | 綴喜郡              |     | 伊香郡       | 犬上郡        | •                           | 南牟婁郡 | 北牟婁郡                                  | 度会郡          | 多気郡     |          | 知多郡   | 北設楽郡          | 幡豆郡         |             | 周智郡   | 榛原郡      | 志太郡       | 富士郡  | 賀茂郡                    |                |             | 大野郡            | 可児郡                  | 加茂郡               | <b>早是</b> 那 | 不破郡  |            |   | -                |
|   | 香美町 新温泉町        | 佐用町 | 上郡町       | 神河町 青川町 |        | 多     | 共産市加東市三田市、篠山市、養父市・丹波市・南あわじ市・朝来市、淡路市 | が本市 相生市 豊岡市 たつの市 | 与謝野町 | 京丹波町       | 加茂町 笠置町 和東町 南山城村 |                  |     | 四浅井町 木之本町 |            | 市 米原市 近江八幡市 栗東市 甲賀市 高島市 東近江 |      | 紀北町                                   | 度会町 大紀町 南伊勢町 | 多気町 大台町 |          |       | 一 設楽町 東栄町 豊栃村 |             | 岡崎市 豊田市 新城市 | 森町  | 川根町 川根本町 | 岡部町       | 芝川町  | 河津町 東伊豆町 南伊豆町 西伊豆町 松崎町 | •              | <b>松市 下</b> | 白川村            | 御嵩町                  | 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 | 量隻!! 盯      | 関ケ原町 | į          | 原邓市 美兽加发节 土皮节 可足市 山県市 飛騨市 本巣市 一大垣市 高山市 多治見市 関市 中津川市 美瀬市 珠流市 |                  |
|   |                 |     |           |         |        |       | -                                   |                  |      |            |                  |                  | 岡山県 |           |            |                             |      |                                       | A<br>J       | 島退県     |          |       |               |             | 鳥取県         |   |          |           | _    |                        |                | <del></del> |                | 和歌山県                 |                   |             | · ·  | · · ·      | Į.  |                  |
|   | 加賀郡             |     |           | 英田郡     | 勝田郡    | 芝田君   | 真庭郡                                 | 1 日君             | いまれ  | 和気耶        | 御津郡              |                  | 1   | 隠岐郡       | <b>鹿</b> 程 | <b>基質</b> 那                 | 飯石郡  | 仁多郡                                   |              | . !     | 日野郡郡     | · 東白  | 三             | と           | #<br>B      | 東牟婁君  | 西车基郡     | 日高和       | 日有日本 | 1月日本                   | 尹 邦 才          | 那賀郎         | 海草郡            |                      | 吉野郡               | <b>与</b> 院君 | 产生原  | 生 向 君      | 山工工   |                  |
|   | 一吉備中共町          |     | 人 火南町 美咲町 | 西粟倉村    | 勝央町条勢町 |       | <b>第</b> 子丁                         |                  | 天掛町  | 和気町        | 建部町              | いうで ガチャー・シャー・・リー | Υ   |           | 可 吉賀町      | <b>川本町 美郷町 邑南町</b><br>斐川町   | 飯南町  | 奥出雲町                                  |              | 浜田市     | 江府町      | 有那丁 白 | 易製兵打          | 岩头丁 智頂打 八項町 | 原 取市 10 音 市 | 1919日 | 有了一生 医乳  | 上裏田町 すさみ町 |      | 到                      | かつらぎ町 九度山町 高野町 | 岩出町         | 紀美野町           | 海南市 橋本市 田辺市 新宮市 紀の川市 | -<br>1            | 宇宙木 浴木木     | · 一  | <b>斑鳴町</b> |   | 一条良市 天理市 五條市 字陀市 |

•

|          |                                     |     | 7    | 平月  | 龙                            | 1            | 8           | 年          | : 3                            | 3       | 月       | 3                 | 1                       | E     | 1_        | 金     | 曜        | 日  |            |          | 官                                      | •     |          |                   | 報                   |      |            |               |   |       | (        | (号           | 外              | 第   | 7   | 3   | 号          | )   |         | <u></u> | _     | ·          | 2    | 20                       |
|----------|-------------------------------------|-----|------|-----|------------------------------|--------------|-------------|------------|--------------------------------|---------|---------|-------------------|-------------------------|-------|-----------|-------|----------|--|------------|----------|--|-------|----------|-------------------|---------------------|------|------------|---------------|---|-------|----------|--------------|----------------|-----|-----|-----|------------|---|---------|---------|-------|------------|------|--------------------------|
|          |                                     |     |      |     |                              |              | 高矢県         | Final Park |                                |         |         |                   |                         |       |           |       | į        | 受爰   |            | -        |  |       |          | 香川県               | :                   | -    |            |               |   |       | <u>·</u> | 一徳島県         | ,              |     |     |     |            | 山口県   |         |         |       |            |      | 広島県                      |
| 幡多郡      | 高岡郡                                 | 吾川郡 | 土佐郡  | 長岡郡 | 多艺君                          | ときが          |             | ]<br>;     | 南宇和郡                           | 北宇和郡    | 西宇和郡    | 喜多君               | ß                       | 伊予郡   | 上浮穴郡      | 越智郡   | -;-      | 4 多  | 中多更形       | - 一 変形 ま | 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | 一 木田郡 | 小豆郡      |                   | 三好郡                 | 美馬郡  | 海部         | 那智君           | 名西郡   | 名東郡   | 勝浦郡      |              | 阿武郡            | 美花君 | 熊毛郡 | 大島郡 |            |   | 神石郡     | 世羅郡     | 豊田郡   | 山県郡        |      |                          |
| 三原村 黒潮町  | 中土佐町  佐川町  越知町  梼原町  日高村  津野町  四万十町 |     |      |     |                              | <b>永半</b> 則丁 | :           | 室一节        | 愛南町 .                          | 松野町 鬼北町 |         | 7. 万里             | 7                       | 低部町 一 | <u> </u>  | 上島町   | 予市 四国中央市 | 松山市   今治市   宇和島市   八幡浜市   新居浜市   西条市   大洲              | 多変事が、まんのうが | 凌川 明     | 直島町                                    | 三木町   | 土庄町 小豆島町 |                   | <b>心则</b> 一定过过,是新手行 | つるき町 |            | <b>色</b><br>女 | 1967年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11 | 佐那河内村 | 勝浦町 上勝町  | 古野川市 阿洛市 多具了 | 阿東町            |     |     |     | 札夫市 多名言    | 受引行 小卵井 计多数 |         | 世羅町     | 大崎上島町 | 安芸太田町 北広島町 | 市    | 市・庄原市大竹市東広島市廿日市市安芸高田市江田島 |
|          | ,                                   |     |      |     | ナケ県                          |              |             |            |                                |         |         | -                 | -                       |       |           |       |          | 熊本県  |            |          | -                                      |       | 長崎県      |                   |                     |      |            |               | 佐賀県   |       | •        |              |                | _   |     |     |            |   |         |         |       |            |      | 福岡県                      |
|          | . 選男君                               |     | 東国東郡 |     |                              |              | <br>天草<br>郡 |            | 球磨郡                            | 章北郡     | 上孟坂君    | 二金龙               | 可蘇耶                     | 菊池郡   | 王名郡       | 13.73 | 下金成郡     |  | 南松浦郡       | 北松浦郡     | 罗伯林君                                   | 東皮午郭  | •        | 藤津郡               | 村島郡                 | 東杉浦君 | <b>巨公司</b> | 左賀郡           |   | 築上君   | 写者君      | Z<br>B       | 田川郡            | 山門郡 | 三池郡 | 八女郡 | <b>彩島君</b> | <b>東倉君</b>                                      | 月月      | 安手郡     | 遠賀郡   | 糟屋郡        | 筑紫郡  |                          |
| 九重町  玖珠町 |                                     | 1 H | 一姫島村 |     | 竹田市 豊後高田市 ・杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 |              |             |            | 一多良木町 湯子前町 水上村 相良村 五木村 山江木 玛摩木 |         | 主な田 日付日 | <b>益成订</b> 甲左町 [1 | 南小国町 小国町 産山村高森町西原村 南阿蘇村 | :     | 1999年 イグ田 |       | 1        | 一、上市上天草、市子,城市一阿苏林市一、一、八代市人,古市水、侯市、玉名、市、天草、市山、庙、市、茶州市、学 |            | 江美田 居田田  | I<br>I                                 | 東彼许町  |          | 1945年, 1957年1947年 | 大田田 江北田             |      | 玄毎打        |               | ī<br>1                                      |       | Þ        | 11           | 孫田町 川崎町 大任町 赤村 | 山川町 | 高田町 |     |            |   | 九市丁 東锋河 | 一小竹町    |       | 篠栗町 新宮町    | 那珂川町 | 前原市・うきは市・宮若市・嘉麻市・朝倉市     |

官

| 1 日 宝哨   | E             |                      |  | +IX                           |             |      |     | ヘコノト        | /14     | 70.   |                |                 |                  |        |         |         |                           |
|--|---------------|----------------------|--|-------------------------------|-------------|------|-----|-------------|---------|---|----------------|-----------------|------------------|--------|---------|---------|---------------------------|
| 三条第一頁第七号をび第二   |               |                      | 沖縄県  |                               |             |      |     |             |         | 鹿児島県  |                | •               |                  |        |         |         | 宮崎県                       |
| 17号女飞客二夏、(昭和四十九年)中第七十一号平成十八年四日   | 八重古郡          | 島頭郡郡                 | 大島郡  | 熊毛郡郡                          | · 曾於郡       | 出水郡郡 | 薩摩那 | 川揖宿郡        | 鹿児島郡    |   | 西臼杵郡           | 東臼杵郡            | 児湯郡              | 東諸県郡   | 西諸県郡    | 南那珂郡    |                           |
| 三を停一頁移は予支が将二頁、第七十四条将一頁蒋四予並びで蒋八十二条、奇尼木業、介養木業等で雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条、第六十二条第一項第五号及び第二項、第六・〇厚生労働省令第七十一号<br>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。<br>附 則 | 竹富町 与那国町 多良間村 | 町 南大東村 北大東村 伊是名村 渡嘉敷 | 名護市 うるま市 南城市 宮古島市 石垣市伊仙町 和泊町 知名町 与論町 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 天城町 | 中種子町南種子町上尾外町尾外町東串良町錦江町南大隅町肝付町 | 大崎町 清生町 湧水町 | 長島町  | 町   | 知覧町 川辺町 頴娃町 | 三島村 十島村 | ちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 曽於市 霧島市 い鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 | 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町 | 北川町 諸塚村 美郷町 椎葉村 | 西米良村 木城町 川南町 都農町 | 国富町 綾町 | 高原町 野尻町 | 北郷町 南郷町 | 都市 えびの市 四南市 小林市 日向市 串間市 西 |

児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第三十九条第一項第二 号及び第二項、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第十八条第 定める。 第十六条第一項第一号及び第二項。並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百 三条第一項第七号及び第二項、第六十四条第一項第四号並びに第八十二条、育児休業、介護休業等育 項第一号及び第二項、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号) 一条第二項の規定に基づき、 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように

厚生労働大臣

平成十八年三月三十一日 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

「第二百八十四条第一項から第四項まで」を「第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項」第四条第一項第二号中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項」に、同項第三号中 条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。 (雇用保険法施行規則の一部改正)

川崎

第六条第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。 事業主は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省職業安定局長(以下「職業安定局長」という。)

第七条第二項中「場合において、その旨を証明することができる書類を提出した」を削り、同条

事業主は、第一項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項に定める書

類を添えないことができる。

第十条第四項を削る。

は前項後段の返付について、」を削る。

第十一条第一項後段を削り、同条第二項中「前項前段」を「前項」に改め、「、 前条第二項の規定

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、 第十二条の二中「並びに被保険者証」を削り、同条に次の一項を加える 職業安定局長が定めるところにより、 同項に定める書類

第十三条第二項中「及び次項の規定により提出を受けた被保険者証」を削り、 を添えないことができる。 同条第三項を次の

事業主は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、

同項に定める書類

を添えないことができる。

同条第四項とし、同条第二項中「申し出るとともに、被保険者証を提出しなければならない」を「申 五項とし、同条第三項中「、同項の規定により提出を受けた被保険者証と交換に」を削り、同項を ∪出なければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 第十四条第一項中「及び次項の規定により提出を受けた被保険者証」を削り、同条中第四項を第 第十三条第四項及び第五項を削る。

2 事業主は、前項の規定にかがわらず、職業安定局長が定めるところにより、 を添えないことができる。 同項に定める書類

二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 第十四条の二中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第

を添えないことができる。 事業主は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、 同項に定める書類

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 第十四条の四中第三項を第四項とし、同条第二項中 「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第

を添えないことができる。 事業主は、前項の規定にかかわらず、 職業安定局長が定めるところにより、 同項に定める書類

第十七条中第七項を削り、 第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 第四項の次に次の一項を

る書類のほか、同項の申請書にその損傷した離職票を添えなければならない。 離職票を損傷したことにより前項の規定による再交付を申請しようとする者は、 同項に規定す

同項の次に次の一項を加える。 同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項 だし書」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「第四項」を を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項 「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を 第百一条の五第九項中「第二項ただし書及び第七項ただし書」を「第三項ただし書及び第八項だ 「第二項がら第四項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、

類(六十歳到達時等賃金証明書を除く。)を添えないことができる。 被保険者は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、 同項に定める書

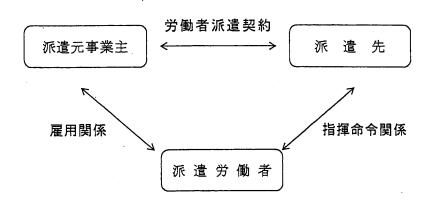
# 派遣労働者の適正な受入れのために

# ~ 目次 ~

| 労働者派遣事業とは           | • | • |   | P 1 |
|---------------------|---|---|---|-----|
| 労働者派遣事業の種類は         |   | • | • | РЗ  |
| 紹介予定派遣とは            | • |   | • | P 4 |
| 労働者派遣契約は            | • | • |   | P 6 |
| 労働基準法等の適用は          | • | • | • | P11 |
| 派遣先の講ずべき措置は         |   |   | • | P15 |
| 派遣先が法律違反を行った場合      | • | • |   | P22 |
| 派遣先が講ずべき措置に関する指針    | • | • | • | P23 |
| 派遣元事業主の講ずべき措置は      | • | • | • | P27 |
| 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 | • | - | • | P35 |

# 労働者派遣事業とは・・・

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、 この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



この定義に当てはまるものは、その事業として行っている業務が後述の適用除外業務に該当するか否かにかかわらず、労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」といいます。)の適用を受けます。

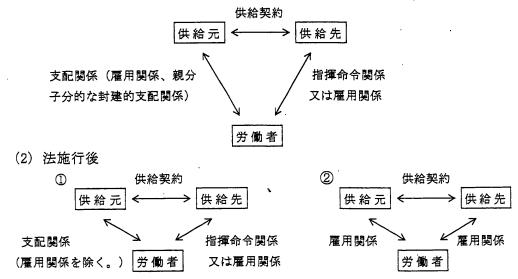
# (注) 1 労働者供給事業との関係

労働者派遣事業は、昭和61年の労働者派遣法の施行に伴い改正される前の職業安定 法第44条によって労働組合が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合を除き、全 面的に禁止されていた労働者供給事業(下図(1)参照)の中から、供給元と労働者と の間に雇用関係があり、供給先と労働者との間に指揮命令関係しか生じさせないよう な形態を取り出し、種々の規制の下に適法に行えることとしたものです。

したがって、残りの形態(下図(2)参照) -①のように供給元と労働者との間に雇用関係のないもの、及び②のように供給元と労働者との間に雇用関係がある場合であっても、供給先に労働者を雇用させることを約して行われるものについては、従前どおり、労働者供給事業として職業安定法第44条に基づき全面的に禁止されています。

# (労働者供給事業)

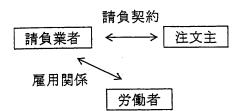
# (1) 法施行前



# 2 請負との関係

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの(民法第632条)ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。

# (請負により行われる事業)



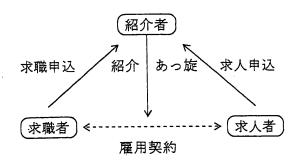
ところが、この区分の実際の判断は、必ずしも容易でないことから、この判断を明確に行うことができるように「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号)が定められています。

# 3 有料職業紹介事業との関係

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受けて、求人者と求職者の間における雇用 関係の成立をあっ旋することをいいます(下図参照)。この場合、あっ旋とは、求人 者と求職者との間に介在し、雇用関係の成立が容易に行われるよう第三者として便宜 を図ることをいいます。

手数料又は報酬を受けて行う職業紹介を有料職業紹介といい、職業安定法第30条の 規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り、有料職業紹介事業を行うこ とができます。

# (職業紹介事業)



労働者派遣事業、労働者供給事業、有料職業紹介事業については、このように、それ ぞれの許可等の要件を満たしたものが、許可等を受けた場合に行うことができるもので す。

# 労働者派遣事業の種類は・・・

労働者派遣事業の種類には、次の2種類があります。

一般労働者派遣事業・・・特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型 や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一 般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなけ ればなりません。

特定労働者派遣事業・・・常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣 に届出をしなければなりません。

※ 一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事業の届出は、事業主単位(会社単位) で行われるものです。常用雇用労働者以外の派遣労働者を1人でも派遣する場合は、一般 労働者派遣事業の許可申請を行ってください。

# 「常用雇用労働者」とは?

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 過去1年を超える期間について、引き続き雇用されている労働者
- ③ 採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- のことをいいます。

# 紹介予定派遣とは・・・

紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が労働者派遣の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、許可を受け又は届出をして職業紹介(派遣労働者・派遣先の間の雇用関係の成立のあっせん)を行い、又は行うことを予定してするものです。

紹介予定派遣の場合は、①派遣就業開始前又は派遣就業期間中の求人条件の明示、②派遣期間中の求人・求職の意思の確認及び採用内定、③派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等の派遣先が派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことができますが、紹介予定派遣の実施に際しては、以下の(1)から(6)に留意してください。

# (1) 紹介予定派遣の派遣受入期間

紹介予定派遣の場合は、同一の派遣労働者について6か月を超えて労働者派遣を行って はなりません。

# (2) 派遣先が派遣労働者を雇用しない場合等の理由の明示

派遣元事業主は、紹介予定派遣を行った派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先に対し、それぞれの理由を書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示するよう求めなければなりません。

また、派遣先は、派遣元事業主の求めに応じて、それぞれの理由を派遣元事業主に対し 書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示しなければなりません。さらに、派遣元事 業主は、派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対して書面、ファクシミリ又は電子 メール(ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、その派遣労働者が希望した 場合に限ります。)により明示しなければなりません。

# (3) 紹介予定派遣に関する事項の記載及び明示等

紹介予定派遣の場合は、労働者派遣契約、派遣労働者への就業条件明示書、派遣元管理 台帳及び派遣先管理台帳の所定の欄に、紹介予定派遣に関する事項を記載してください。 また、派遣元事業主は、紹介予定派遣に係る派遣労働者を雇い入れる場合はその旨を派 遺労働者に明示すること、既に雇い入れている労働者を新たに紹介予定派遣の対象とする 場合はその旨を労働者に明示し、同意を得ることが必要です。

# (4) 派遣労働者の特定に当たっての年齢・性別による差別防止に係る措置

派遣先は、紹介予定派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為又は派遣労働者の特定(以下「特定等」という。)を行うに当たっては、直接採用する場合と同様に、雇用対策法に基づく「労働者の募集及び採用について年齢にかかわりなく均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針」及び男女雇用機会均等法に基づく「募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針」の内容と同様の措置を適切に講ずる必要があります(派遣労働者の特定等を行うに当たっては、これらの指針に従って年齢・性別による差別を行ってはなりません。

### (5) 派遣労働者の特定

紹介予定派遣について派遣先が派遣労働者を特定することを目的とする行為が認められるのは、あくまで円滑な直接雇用を図るためであることにかんがみ、派遣先が、試験、面

接、履歴書の送付等により派遣労働者を特定する場合は、業務遂行能力に係る試験の実施 や資格の有無等、社会通念上、公正と認められる客観的な基準によって行われることが必 要です。

# (6) その他

. 派遣先は、紹介予定派遣により雇い入れた労働者については試用期間を設けないようにしなければなりません。

# 労働者派遣契約は・・・

### 1 必要契約事項

労働者派遣契約の当事者は労働者派遣契約の締結に当たっては、派遣労働者の就業条件に係る一定の事項を定めるとともに、その就業条件の組合せごとに派遣労働者の人数を定めなくてはなりません。

- 「労働者派遣契約の当事者」とは、業として行うものであるか否かを問わず、当事者の一 方が労働者派遣を行い、相手方がその役務の提供を受ける場合の全てを含みます。
- 労働者派遣契約に際して必要最低限定めるべき派遣労働者の就業条件に係る事項は次のと おりです。
  - ① 派遣労働者が従事する業務の内容
    - ・ 同一の派遣労働者が複数の業務に従事する場合、それぞれの業務内容を記載すること
  - ② 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業の場所
  - ③ 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する 者に関する事項
  - ④ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
  - ⑤ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
    - ・ 複合業務を派遣受入期間の制限を受けない業務として取り扱う場合には、それぞれ の業務の通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数又はその割合を記載 すること
  - ⑥ 安全及び衛生に関する事項
    - ・ (i)派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項(例えば、危険有害業務に従事させる場合には、当該危険有害業務の内容、当該業務による危険又は健康障害を防止する措置の内容等)、(ii)健康診断の実施等健康管理に関する事項(例えば、有害業務従事者に対する特別な健康診断が必要な業務に就かせる場合には、当該健康診断の実施に関する事項等)、(ii)換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項、(ii)安全衛生教育に関する事項(例えば、派遣元及び派遣先で実施する安全衛生教育の内容等)、(v)免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項(例えば、就業制限業務を行わせる場合には、当該業務を行うための免許や技能講習の種類等)、(ii)安全衛生管理体制に関する事項、(ii)その他派遣労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事項を記載すること
  - ⑦ 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する 事項
    - ⑧ 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
    - 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合には、紹介予定派遣に関する事項・(i)紹介予定派遣である旨、(ii)紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される雇用契約の期間の定めの有無(期間の定めのない雇用であるか有期雇用であるか)、(ii)紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受ける者を雇用しなかった場合には、それぞれのその理由を、書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信の方法により、派遣元事業主に対して明示する旨、(iv)紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取扱

いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する場合はその旨を記載すること

- ⑩ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
  - ・ ① (派遣労働者が従事する業務の内容)が製造業務である場合、派遣元責任者及び 派遣先責任者がそれぞれ製造業務専門派遣元責任者又は製造業務専門派遣先責任者で ある旨を記載すること
- ① 労働者派遣の役務の提供を受ける者が④の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑤の派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数
- ② 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項
- ③ 派遣受入期間の制限を受けない業務について行う労働者派遣に関する事項
  - ・ 政令で定める業務について労働者派遣を行う場合は、政令の号番号を必ず付すこと
  - ・ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務について労働者派遣を行う場合 は、その旨を記載すること
  - ・ その業務が1か月間に行われる日数が当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の 労働者(原則として正規の従業員)の1か月間の所定労働日数に比し相当程度少なく (半分以下)かつ月10日以下である業務(「日数限定業務」といいます。)について労働 者派遣を行う場合は、(i)その旨、(ii)当該派遣先においてその業務が1か月間に行われる 日数、(ii)当該派遣先の通常の労働者の1か月間の所定労働日数を記載すること
  - ・ 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合 は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定 の日を記載すること
  - ・ 介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること
- 契約の当事者は、契約の締結に際し、上記の事項及び派遣労働者の人数を書面に記載して おかなければなりません。
- なお、派遣先は下記4の派遣元事業主であることの明示について、その明示の内容を上記 の書面に記載しておかなければなりません。

### 2 派遣受入期間の制限の適切な運用

派遣元事業主は、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けたならば、派遣受入期間の制限 に抵触することとなる場合には、抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはなりません。

- 「派遣受入期間の制限に抵触することとなる」最初の日については、労働者派遣契約を締結するに際し、あらかじめ、派遣先から通知されることとなっています。
- 派遣元事業主は、派遣先からこの通知がない場合は、労働者派遣契約を締結してはなりません。

### 3 派遣契約期間の制限

派遣元事業主は、労働者派遣契約を締結する際に労働者派遣の期間を定めるに当たっては、厚生労働大臣が期間を定めた業務に関しては当該期間を超える定めをしてはなりません。

- 厚生労働大臣の定める期間は次のとおりです。
  - 派遣受入期間の制限を受けない業務として政令で定める業務のうち、
  - ・ 1号から13号までの業務及び16号の業務のうち建築物又は博覧会場における来訪者 の受付又は案内の業務並びに17号から23号まで、25号及び26号の業務……… 3年
  - ・ 上記以外の業務………制限なし
- 労働者派遣契約の再契約、更新自体は許容されていますが、双方異議を申し立てなければ 派遣契約終了後自動的にその労働者派遣の期間が更新されるというような自動更新条項は認 められません。
  - ・ ただし、有期的事業 (例えば、完成期日が契約により定められている情報処理システム の開発や各種プラント工事等をいいます。)の遂行のために臨時的に設けられた組織において就業させる労働者派遣については、その更新された労働者派遣の期間を通算した期間が3年を超えないものについては、その更新が自動的に行われる旨を労働者派遣契約に定めることができます。
- 派遣契約期間の制限の趣旨は、派遣先に常用雇用される労働者の派遣労働者による代替を防止するため、3年を超えて引き続き同一の業務に継続して派遣労働者を従事させるような場合には、本来直接雇用にすることが望ましいというものです。

派遣受入期間の制限を受けない業務について、①同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、②その業務に労働者を雇い入れようとするときは、派遣先は、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをする法律上の義務があります。

- 派遣受入期間の制限のある業務については、その制限を超えて労働者派遣を行うことは できません。
- 4 派遣元事業主であることの明示

派遣元事業主は、労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、相手方に一般 労働者派遣事業の許可を受け又は特定労働者派遣事業の届出書を提出している旨を明示し なければなりません。

- 一般派遣元事業主 ―― 許可証に記載される許可番号により明示
- 特定派遣元事業主 ―― 届出が受理された際に付与される届出受理番号により明示
- 5 派遣受入期間の制限に抵触する日の通知

労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に当たり、あらかじめ、派遣元事業主に対し、労働者派遣の受入れ開始の日以後、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を通知しなければなりません。

- 通知は書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信により行う必要があります。
- 通知は新たな労働者派遣契約を締結する際に行うものであり、労働者派遣契約を更新する場合は必要ありません。しかし、労働者派遣契約の締結後に、派遣先において派遣受入期間の制限に抵触する日が変更された場合は、その都度、派遣元事業主に対して通知する必要があります。
- 派遣元事業主は、派遣労働者に対して派遣先の派遣受入期間の制限に抵触する日を書面、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限ります。)により明示しなければなりません。また、新たな労働者派遣契約を締結する際に、派遣先からの通知がない場合は、派遣元事業主は労働者派遣

契約を締結してはなりません。

6 海外派遣の場合の労働者派遣契約

派遣元事業主は海外派遣に係る労働者派遣契約の締結に際しては、上記1及び3に定めるもののほか、派遣先が講ずべき措置等を定めなければなりません。

- 派遣先が講ずべき措置等とは次のとおりです。
  - ① 派遣先責任者を選任すること
  - ② 派遣先管理台帳の作成、記載及び通知を行うこと
  - ③ 派遣労働者に関する労働者派遣契約の定めに反することのないように適切な措置を講ずること
  - ④ 派遣労働者の派遣先における就業に伴って生じる苦情等について、派遣元事業主に通知 し、その適切かつ迅速な処理を図ること
  - ⑤ 疾病、負傷等の場合における療養の実施その他派遣労働者の福祉の増進に係る必要な援助を行うこと
  - ⑥ その他派遣就業が適正に行われるための必要な措置を行うこと
  - ⑦ 派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知を行うこと
  - ⑧ 派遣受入期間の制限を受ける業務に労働者派遣を行う場合には、同一の業務について継続して1年以上派遣受入期間以内の期間、労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き同一の業務に労働者を従事させるため、労働者を雇い入れようとするときの、当該派遣労働者の雇用に関する措置
  - ⑨ 派遣受入期間の制限を受ける業務について労働者派遣を行う場合には、同一の業務について派遣受入期間を超えて、引き続き当該派遣労働者を使用しようとするときの、当該派遣労働者に対する雇用契約の申込に関する措置
  - ⑩ 派遣受入期間の制限を受けない業務について労働者派遣を行う場合には、同一の業務について3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、当該業務に労働者を雇い入れようとするときの当該派遣労働者に対する雇用契約の申込に関する措置
- 派遣元事業主は、上記により定めた事項を書面に記載するとともに、海外派遣に係る派遣 先に対し書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信により通知しなければなりま せん。

### 7 労働者派遣契約の解除の制限等

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派 造労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として労働者派遣契約を解除してはな らないこととされており、これに違反して行われた契約の解除は無効とされます。

また、労働者派遣を行う事業主は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が派遣就業に関し、 労働者派遣法又は同法第3章第4節の規定により適用される労働基準法等に違反した場合に は、その労働者派遣を停止し、又はその労働者派遣契約を解除することができます。この契 約の解除により派遣先が損害を被っても、債務不履行による損害賠償の責は負いません。

# 8 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

①派遣元事業主は、派遣労働者の希望を勘案し、雇用契約期間について、労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、②派遣先は、労働者派遣契約における派遣期間について、実際に派遣を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければなりません。

また、労働者派遣契約の解除に際して、派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、当該労働者派遣契約の当事者である派遣元事業主及び派遣先が協議して必要な措置を具体的に定めることが必要です。

「必要な措置」とは、①労働者派遣契約の解除の事前の申入れ、②派遣先における就業機会の確保、③損害賠償等に係る適切な措置、④労働者派遣契約の解除の理由の明示についてです。

労働者派遣契約の契約期間が満了する前にその労働者派遣契約に基づく派遣就業をしている派遣労働者を交替させる場合も、その派遣労働者について①、②及び④に準じた取扱いをしてください。

# 労働基準法等の適用は・・・

労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法については、原則として派遣元事業主が雇用主と して責任を負いますが、一部派遣先が責任を負うものがあります。労働基準法、労働安全衛生 法等労働関係法の適用関係は次のようになります。

# 労 働 基 準 法

| 派遣元が責任を負う事項           | 派遣先が責任を負う事項                 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 均等待遇                  | 均等待遇                        |
| 男女同一賃金の原則             | ·                           |
| 強制労働の禁止               | 強制労働の禁止                     |
|                       | 公民権行使の保障                    |
| 労働契約                  |                             |
| 賃金                    |                             |
| 1 箇月単位の変形労働時間制、フレックスタ | 労働時間、休憩、休日                  |
| イム制、1年単位の変形労働時間制の協定の  | ·                           |
| 締結・届出、時間外・休日労働の協定の締結  |                             |
| ・届出、事業場外労働に関する協定の締結・  |                             |
| 届出、専門業務型裁量労働制に関する協定の  |                             |
| 締結・届出                 |                             |
| 時間外・休日、深夜の割増賃金        |                             |
| 年次有給休暇                |                             |
| 最低年齢                  |                             |
| 年少者の証明書               |                             |
|                       | 労働時間及び休日(年少者)               |
| •                     | 深夜業(年少者)                    |
|                       | 危険有害業務の就業制限(年少者及び妊産婦<br> 等) |
|                       | 坑内労働の禁止(年少者及び女性)            |
| 帰郷旅費 (年少者)            |                             |
| 産前産後の休業               |                             |
|                       | 産前産後の時間外、休日、深夜業             |
|                       | 育児時間                        |
|                       | 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措        |
|                       | 置                           |
| <br> 徒弟の弊害の排除         | <br> 徒弟の弊害の排除               |
| 職業訓練に関する特例            |                             |
| 災害補償                  |                             |
| 就業規則                  |                             |
| 寄宿舎                   |                             |
| 申告を理由とする不利益取扱禁止       | 申告を理由とする不利益取扱禁止             |
| 国の援助義務                | 国の援助義務                      |

法令規則の周知義務

労働者名簿

賃金台帳

記録の保存 報告の義務 |法令規則の周知義務(就業規則を除く。)

記録の保存

報告の義務

# 労 働 安 全 衛 生 法

| 派遣元が責任を負う事項           | 派遣先が責任を負う事項           |
|-----------------------|-----------------------|
| 職場における安全衛生を確保する事業者の責務 | 職場における安全衛生を確保する事業者の責務 |
| 事業者等の実施する労働災害の防止に関する  | 事業者等の実施する労働災害の防止に関する  |
| 措置に協力する労働者の責務         | 措置に協力する労働者の責務         |
| 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣  | 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣  |
| の勧告等                  | の勧告等                  |
| 総括安全衛生管理者の選任等         | 総括安全衛生管理者の選任等         |
|                       | 安全管理者の選任等             |
| 衛生管理者の選任等             | 衛生管理者の選任等             |
| 安全衛生推進者の選任等           | 安全衛生推進者の選任等           |
| 産業医の選任等               | 産業医の選任等               |
|                       | 作業主任者の選任等             |
|                       | 統括安全衛生責任者の選任等         |
|                       | 元方安全衛生管理者の選任等         |
|                       | 安全委員会                 |
| 衛生委員会                 | 衛生委員会                 |
| 安全管理者等に対する教育等         | 安全管理者等に対する教育等         |
|                       | 労働者の危険または健康障害を防止するため  |
|                       | の措置                   |
|                       | 事業者の講ずべき措置            |
|                       | 労働者の遵守すべき事項           |
|                       | 元方事業者の講ずべき措置          |
|                       | 特定元方事業者の講ずべき措置        |
|                       | 定期自主検査                |
|                       | 化学物質の有害性の調査           |
| 安全衛生教育(雇入れ時、作業内容変更時)  | 安全衛生教育(作業内容変更時、危険有害業  |
|                       | 務就業時)                 |
|                       | 職長教育                  |
| 危険有害業務従事者に対する教育       | 危険有害業務従事者に対する教育       |
|                       | 就業制限                  |
| 中高年齢者等についての配慮         | 中高年齢者等についての配慮         |
| 事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助  | 事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助  |
|                       | 作業環境を維持管理するよう努める義務    |
|                       | 作業環境測定                |
|                       | 作業環境測定の結果の評価等         |
|                       | 作業の管理                 |

| •                    |                      |
|----------------------|----------------------|
| ·                    | 作業時間の制限              |
| 健康診断(一般健康診断等、当該健康診断結 | 健康診断(有害な業務に係る健康診断等、当 |
| 果についての意見聴取)          | 該健康診断結果についての意見聴取)    |
| 健康診断(健康診断実施後の作業転換等の措 | 健康診断(健康診断実施後の作業転換等の措 |
| 置)                   | 置)                   |
| 一般健康診断の結果通知          |                      |
| 医師等による保健指導           |                      |
|                      | 病者の就業禁止              |
| 健康教育等                | 健康教育等                |
| 体育活動等についての便宜供与等      | 体育活動等についての便宜供与等      |
|                      | 安全衛生改善計画等            |
| ,                    | 機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査 |
|                      | 等                    |
| 申告を理由とする不利益取扱禁止      | 申告を理由とする不利益取扱禁止      |
|                      | 使用停止命令等              |
| 報告等                  | 報告等                  |
| 法令の周知                | 法令の周知                |
| 書類の保存等               | 書類の保存等               |
| 事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する | 事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する |
| 国の援助                 | 国の援助                 |
| 疫学的調査等               | 疫学的調査等               |
|                      |                      |

# じん肺法

| 派遣元が責任を負う事項   | 派遣先が責任を負う事項  |
|---|--|
| じん肺健康診断の結果に基づく事業者の責務<br>粉じんにさらされる程度を軽減させるための<br>措置<br>作業の転換<br>転換手当<br>作業転換のための教育訓練<br>政府の技術的援助等<br>申告を理由とする不利益取扱禁止<br>報告 | 事業者及び労働者のじん肺の予防に関する適切な措置を講ずる責務にん肺の予防及び健康管理に関する教育にん肺健康診断の実施*にん肺管理区分の決定等*にん肺健康診断の結果に基づく事業者の責務粉じんにさらされる程度を軽減させるための措置作業の転換 作業転換のための教育訓練政府の技術的援助等法令の周知* 申告を理由とする不利益取扱禁止報告 |

(注) \*の規定は、粉じん作業に係る事業場への派遣が終了した後は派遣元に適用する。

#### 作業環境測定法

| 派遣元が責任を負う事項 | 派遣先が責任を負う事項                       |
|-------------|-----------------------------------|
|             | 作業環境測定士又は作業環境測定機関による<br>作業環境測定の実施 |

# 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

| 派遣元が責任を負う事項 | 派遣先が責任を負う事項   |
|-------------|---|
| する雇用管理上の配慮  | 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮<br>妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置 |

なお、次の点は特に留意してください。

- ① 派遣労働者の日常の勤務時間等の管理は派遣先が行いますが、労働時間等の枠組みの設定は派遣元事業主が行うものであるため、派遣先が派遣労働者に時間外労働や休日労働を行わせるためには、派遣元事業主が適法な36協定の締結・届出等を行っておかなければなりません。
- ② 派遣先が労働者派遣契約で定める就業条件に従って派遣労働者を労働させれば、派遣先が労働基準法又は労働安全衛生法の一定の規定に抵触することとなる場合には、派遣元事業主はその労働者派遣契約を締結してはなりません。そして、派遣元事業主がそれに反して労働者派遣を行った場合であって、派遣先がその派遣労働者を労働させたことによって労働基準法又は労働安全衛生法に抵触することとなったときには、派遣元事業主も処罰されます。

# 派遣先の講ずべき措置は・・・

派遣先には、次のような措置等を講じることが義務づけられていますので、それを念頭において、派遣先責任者等と十分連携をとり、適正な派遣就業が確保されるように努めて下さい。

# 1 労働者派遣契約に関する措置

派遣先は、労働者派遣契約の定めに反することのないように適切な措置を講じなければなりません。

「適切な措置」とは、具体的には、労働者派遣契約で定められた就業条件の関係者への周知、派遣労働者の就業場所の巡回による就業状況の確認、派遣労働者を直接指揮命令する者からの就業状況の報告、直接指揮命令する者への指導の徹底です。

# 2 適正な派遣就業の確保

派遣先は、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理を適切かつ迅速に行うとともに、派遣 就業が適正かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講ずるよう努めなければなりま せん。

- 派遣先は、派遣労働者から派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、その内容を派遣元事業主に通知するとともに、派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもって、遅滞なく、苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければなりません(なお、労働者派遣契約には、具体的な苦情処理方法などを定めることとなっています。)。また、派遣労働者から苦情の申し出を受けたことを理由として、派遣労働者に不利益な取扱いをしてはなりません。
- 派遣先は、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持、派遣先が雇用する労働者が通常利用している診療所、給食施設等の施設の利用に関する便宜等必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。また、派遣先は、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実状を把握するために必要な情報を派遣元事業主に提供する等の協力をするよう努めなければなりません。
- 派遣先は、派遣労働者の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力するほか、必要に 応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければなりません。

# 3 派遣受入期間の制限の適切な運用

派遣先は、派遣就業の場所ごとの同一の業務(一部の業務を除きます。)について、派遣 元事業主から派遣可能期間(4により意見聴取を経て3年以内の派遣受入期間が定められて いる場合は当該定められた期間、それ以外の場合は1年)を超える期間継続して労働者派遣 の役務の提供を受けてはなりません。

(1) 派遣先は、次の①から⑤までの場合を除いて、派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から派遣可能期間(4により意見聴取を経て3年以内の派遣受入期間が定められている場合は当該定められた期間、それ以外の場合は1年)を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはなりません。

① 専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又は特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務であって、その業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及び雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令で定める業務(「政令で定める業務」)

具体的には、この章末の「政令で定める業務」として掲げる26業務です。

- ② 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内(3年以内) に完了することが見込まれるもの(「有期プロジェクト業務」といいます。)
- ③ その業務が1か月間に行われる日数が、その派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者(原則として正規の従業員)の1か月間の所定労働日数に比し相当程度少なく(半分以下)、かつ、月10日以下である業務(「日数限定業務」)
- ④ 派遣先の労働者が産前産後休業、育児休業、産前休業に先行し、又は産後休業若しくは 育児休業に後続する休業であって、母性保護又は子の養育をするための休業をする場合の 当該労働者の業務
- ⑤ 派遣先の労働者が介護休業及び介護休業に後続する休業であって、対象家族を介護する ための休業をする場合の当該労働者の業務
- (2) (1)の①から⑤までの場合の派遣受入期間の制限を受けない業務の実施に伴い、付随的に (1)の①から⑤以外の派遣受入期間の制限のある業務を併せて行う場合(いわゆる「複合業務」)であって、かつ、派遣受入期間の制限がある業務の割合が通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数で1割以下の場合には、全体として派遣受入期間の制限を受けない業務として取扱うことができます。なお、この場合には、労働者派遣契約において、それぞれの業務の内容及びそれぞれの業務の通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数又はその割合を定めることが必要です。また、派遣先は上記の制限を遵守するため就業時間の管理を的確に行う必要があります。
- (3) 特定製造業務((1)の④及び⑤以外の製造業務)に労働者派遣を受ける場合、同一の業務について1年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはなりません(平成19年2月末日まで)。なお、特定製造業務であっても、(1)の①から⑤の業務に該当する場合は、派遣受入期間の制限を受けずに、それぞれ定めるところにより労働者派遣を受けることができます。
- (4) 派遣受入期間の制限の規定の適用に当たっては、「同一の業務」とは、労働者派遣契約を 更新して引き続き同じ業務を行う場合のほか、派遣先における組織の最小単位において行わ れる業務も同一の業務であるとみなします。この場合の「組織の最小単位」とは業務の内容 について指示を行う権限を有する者とその者の指揮を受けて業務を遂行する者とのまとまり の最小単位のものをいい、係や班、課、グループ等が該当します。
- (5) 新たな労働者派遣の役務の提供を受ける場合に、その直前の労働者派遣との間が3か月を超えないときは継続しているとみなされます。従って、この場合の労働者派遣の役務の提供を受けていると判断される期間は、最初の労働者派遣の開始日から最後の労働者派遣の最終日までです。
- (6) 派遣先は、新たな労働者派遣契約を締結する際には、あらかじめ、派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を書面、ファクシミリ又は電子メールで通知しなければなりません。また、派遣先は、労働者派遣契約の締結後に派遣受入期間を定め、又は変更したときは、速やかに派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を通知しなければなりません。

#### 4 派遣受入期間の設定方法等

派遣受入期間の制限がある業務 (3の(1)の①から⑤以外の業務) について1年を超える 労働者派遣を受けようとする派遣先は、あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労 働組合等に対し、派遣を受けようとする業務、期間及び開始予定時期を通知し、その意見を 聴かなければなりません。

- 派遣受入期間の制限がある業務(3の(1)の①から⑤以外の業務)について、1年を超えて労働者派遣を受けようとする派遣先は、あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という。)の意見を聴いたうえで、派遣受入期間を定めなければなりません。
- 過半数組合等の意見を聴くこととする趣旨は、臨時的・一時的な業務の処理にどの程度の 期間が必要かは、派遣先が判断すべき事項ですが、この判断をより的確に行うため、派遣先 が臨時的・一時的な業務の処理に必要な期間であると判断したものが適当であるかについ て、現場の実状等をよく把握している派遣先の労働者の意見を聴くこととするものです。
- 意見聴取の際、派遣先は、過半数組合等に、①労働者派遣の役務の提供を受けようとする 業務、②労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間及び開始予定時期(派遣受入期間を 変更する場合は変更しようとする期間)を書面により通知しなければなりません。
- 派遣先は、①意見を聴取した労働組合の名称又は過半数代表者の氏名、②過半数組合等に通知した事項及び通知した日、③過半数組合等から意見を聴いた日及び当該意見の内容、④ 意見を聴いて、労働者派遣を受けようとする期間を変更したときは、その変更した期間を書面に記載し、当該労働者派遣の終了の日から3年間保存しなければなりません。
- 意見聴取を行うにあたっては、通知してから意見を聴くまでに十分な考慮期間を設けることが必要です。
- 派遣先は、過半数組合等から、労働者派遣を受けようとする期間が適当でない旨の意見を 受けた場合には、派遣先の考え方を説明する、意見を勘案して再検討を加える等により、過 半数組合等の意見を十分に尊重するよう努めなければなりません。
- なお、意見聴取は、派遣を受け入れようとする業務ごとに行う必要がありますが、一時に複数の業務についてまとめて意見聴取を行うことができます。また、意見聴取を行う時期については、1年を超える派遣を受け入れようとする業務の発生が事前に見込まれる場合には、派遣の受入れ日に近接した時点でなくとも、事前に意見聴取を行っておくことができます。
- 労働者の過半数を代表する者を選出する場合には、①労働基準法第41条第2号に規定する 監督又は管理の地位にある者でないこと、②労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間 に係る意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法に よる手続により選出された者であることのいずれにも該当することが必要です。

# 5 派遣労働者への雇用契約の申込み義務

(1) 派遣受入期間の制限がある業務 (3の(1)の①から⑤以外の業務)の場合

派遣受入期間の制限に抵触する日以降も、派遣労働者を使用しようとする場合は、派遣先は、抵触日の前日までに、派遣先に雇用されることを希望する派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければなりません。

① 派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望しているかどうかは、雇用契約の申 込義務が課せられている派遣先が、自ら派遣労働者に希望の有無を確認することにより 把握しなければなりません。

- ② 申込み義務に係る派遣労働者の労働条件は、当事者間で決定されるべきものですが、派遣先と派遣労働者との間で、派遣就業中の労働条件や、その業務に従事している派遣先の労働者の労働条件等を総合的に勘案して決定されることが求められます。
- (2) 派遣受入期間の制限がない業務(3の(1)の①から⑤の業務)の場合

①同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、②その業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、派遣先は、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければなりません。

- ① 派遣労働者への雇用契約の申込み義務の規定の適用に当たっては、「同一の業務(3 の(1)の①~⑤の業務に限る。)」とは、事業所等における3の(1)の①から⑤までに相当する業務のうち同種のものをいいます。例えば、機械設計の業務(政令で定める業務)に、3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている派遣先については、当該派遣先において機械設計に主として従事する業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者に対して雇用契約の申込みを行わなければなりません。
- ② 「3年を超えて」とは、当該3年を超える期間中に、労働者派遣の受入れを停止していた期間があった場合であっても、当該停止期間が3か月に満たない場合には、「3年を超える期間継続して」労働者派遣の役務の提供を受けている場合として取り扱うものです。
- ③ 「その業務に新たに労働者を雇い入れようとするとき」とは、派遣労働者の受入れが 3年を超える日以後に雇用関係が開始される場合をいいます。例えば、平成20年4月1 日に同一の派遣労働者の受入れが3年を超えることとなる業務があり、その業務と同一 の業務に平成20年4月1日から労働者を雇用する場合には、その労働者の募集・採用行 為を平成19年度中に行う場合であっても、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みを 行うことが必要です。
- ④ 「労働者を雇い入れ」るとは、雇入れの形態は特に問わないものであり、常用雇用に限らないものです。なお、いわゆる在籍型出向の受入れについては、形式としては派遣先と出向労働者との間で雇用関係が生じるものですが、一定期間経過後に出向元企業へ復職することが前提となっていること等から、労働者の「雇入れ」には該当しません。
- ⑤ 新たに労働者を雇い入れようとする業務について、3年を超えて受け入れている派遣 労働者が、雇い入れようとする人数を超えている場合については、3年を超えて受け入 れている派遣労働者全員に対し、雇用契約の申込みを受ける地位に対する応募の機会を 与えた上で、試験等の公平な方法により、雇用契約の申込みを受ける派遣労働者を選考 することで差し支えありません。
- ⑥ なお、申込み義務に係る派遣労働者の労働条件は、当事者間で決定されるべきものですが、派遣先と派遣労働者との間で、派遣就業中の労働条件や、その業務に従事している派遣先の労働者の労働条件等総合的に勘案して決定されることが求められます。

#### 6 派遣労働者の雇用の努力義務

派遣先は、派遣就業の場所ごとの同一の業務(3の(1)の①から⑤の業務を除く。) について派遣元事業主から継続して1年以上派遣可能期間以内の期間派遣労働者を受け入れていた場合であって、引き続き同一の業務に労働者を従事させるため、その労働者派遣を受け入れていた期間(以下「派遣実施期間」という。) が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、その同一の業務に派遣実施期間継続して従事した派遣労働者を遅滞なく雇い入

雇い入れるのは、次の①及び②の要件を満たす派遣労働者です。

- ① 派遣実施期間が経過した日までに、派遣先に雇用されて同一の業務に従事することを希望する旨を派遣先に申し出たこと。
- ② 派遣実施期間が経過した日から起算して7日以内に派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

#### 7 派遣先責任者の選任

- (1) 派遣先は次に掲げる業務を行わせるため、事業所ごとに自己の雇用する労働者(個人事業主や法人の役員も可)の中から、専属の派遣先責任者を選任しなければなりません。
  - ① 労働者派遣法及び労働基準法等の適用に関する特例等により適用される法律の規定、派 遣労働者に係る労働者派遣契約の定め並びに派遣元事業主から受けた通知の内容について の関係者への周知
  - ② 派遣受入期間の変更通知に関すること
  - ③ 派遣先管理台帳の作成、記載、保存及び記載事項の通知に関すること
  - ④ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理
  - ⑤ 安全衛生に関すること(派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主と の連絡調整)
    - ※ 具体的には、派遣労働者の安全衛生が的確に確保されるよう、例えば、以下の内容に 係る連絡調整を行うことです。
      - ・ 健康診断 (一般定期健康診断、有害業務従事者に対する特別な健康診断等) の実施 に関する事項 (時期、内容、有所見の場合の就業場所の変更等の措置)
      - 安全衛生教育(雇入れ時の安全衛生教育、作業内容変更時の安全衛生教育、特別教育、職長等教育等)に関する事項(時期、内容、実施責任者等)
      - ・ 労働者派遣契約で定めた安全衛生に関する事項の実施状況の確認
      - ・ 事故等が発生した場合の内容・対応状況の確認
  - ⑥ その他、派遣元事業主との連絡調整
- (2) 派遣先責任者は、派遣労働者の数100人ごとに1人以上を選任しなければなりません。
- (3) 派遣労働者の数とその派遣先が雇用する労働者の数を加えた数が5人以下のとき又は労働者派遣の期間が1日を超えない場合については、選任する必要はありません。
- (4) 物の製造の業務に50人を超える派遣労働者を従事させる事業所では、原則として、物の製造の業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上、物の製造の業務に従事する派遣労働者を専門に担当する派遣先責任者(以下「製造業務専門派遣先責任者」という。)を選任しなければなりません。ただし、製造業務専門派遣先責任者のうち1人は物の製造の業務以外の業務に従事する派遣労働者を併せて担当することができます。また、製造業務に従事させる派遣労働者と製造業務に付随する製造業務以外の業務(以下「製造付随業務」という。)に従事させる派遣労働者を、同一の派遣先責任者が担当することが、当該製造付随業務に従事させる派遣労働者の安全衛生の確保のために必要な場合においては、製造業務に従事させる派遣労働者と製造付随業務に従事させる派遣労働者の合計数が100人を超えない範囲内で、製造業務専門派遣先責任者に、製造付随業務に従事させる派遣労働者を併せて担当させることができます。

#### 8 派遣先管理台帳

(1) 派遣先は、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに必要な事項を記載しなければなりません。

- 必要な事項とは次に掲げるものです。
  - ① 派遣労働者の氏名
  - ② 派遣元事業主の氏名又は名称
  - ③ 派遣元事業主の事業所の名称
  - ④ 派遣元事業主の事業所の所在地
  - ⑤ 派遣就業した日
  - ⑥ 派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
    - ・ 複合業務を派遣受入期間の制限を受けない業務として取り扱う場合には、それぞれ の業務の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数又はその割合の実績を記載すること
  - ⑦ 従事した業務の種類
    - ・ 同一の派遣労働者が複数の業務に従事した場合は、それぞれの業務の内容について 記載すること
  - ⑧ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - ⑨ 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、その紹介予定派遣に関する事項
    - ・ (i)紹介予定派遣である旨、(ii)派遣労働者を特定することを目的とする行為を行った場合には、当該行為の内容及び複数人から派遣労働者の特定を行った場合には当該特定の基準、(iii)採否結果、(iv)職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受ける者を雇用しなかった場合にはその理由を記載すること
  - ⑩ 派遣先責任者及び派遣元責任者に関する事項
  - ① 派遣受入期間の制限を受けない業務について行う労働者派遣に関する事項
  - ② 派遣元事業主から通知を受けた派遣労働者に係る社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無(「無」の場合はその具体的な理由を付記してください。また、手続終了後は「有」に書き換えてください。)
- (2) 派遣先管理台帳は3年間保存しなければなりません。また、派遣先は、派遣先管理台帳に 記載した事項を派遣元事業主に通知しなければなりません。通知は1か月に1回以上、一定 の期日を定め、派遣労働者ごとに書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信によ り行わなければならず、派遣元事業主が請求すれば、遅滞なく派遣労働者ごとに書面の交付 若しくはファクシミリ・電子メールの送信により通知しなければなりません。
- 9 派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限

派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければなりません(ただし、紹介予定派遣を除きます。)。

- 「派遣労働者を特定することを目的とする行為」には、派遣先がその受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接や履歴書の送付要請、若年者への限定等が該当します。
- 派遣労働者又は派遣労働者になろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として適当であるかどうかを確認する等のため自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うこと、派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能ですが、派遣先は、派遣元事業主又は派遣労働者若しくは派遣労働者になろうとする者に対してこれらの行為を求めないこととする等、派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止に触れないよう、十分留意することが必要です。
- 10 性別・年齢による差別取扱いの禁止 派遣先は、労働者派遣契約を締結する際に、派遣労働者の性別を労働者派遣契約に記載し

てはなりません。また、性別や年齢を理由とする差別的取扱いを行ってはなりません。

# 11 派遣先が講ずべき措置に関する指針

上記のほか、法に規定される派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、以下の事項等について、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」が策定されていますので遵守されるよう留意して下さい。

- (1) 派遣労働者の雇用の安定を図るための配慮
  - 派遣先は、労働者派遣の期間を定めるに当たっては、派遣元事業主と協力しつつ、労働者派遣の役務の提供を受けるようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければなりません。
  - 派遣先は、労働者派遣契約の解除に際して、必要な措置(①労働者派遣契約の解除の 事前の申入れ、②派遣先の関連会社での就業のあっせん等の派遣労働者の新たな就業機 会の確保、③損害賠償等に係る適切な措置、④労働者派遣契約の解除を行う理由の明示) を行わなければなりません。
- (2) 労働・社会保険の適用促進
  - 派遣元事業主から派遣労働者が労働・社会保険に加入していない具体的な理由の通知 を受けた場合において、当該理由が適正でないと考えられる場合には、派遣元事業主に 対し、当該労働者を労働・社会保険に加入させてから派遣するよう求めなければなりま せん。
  - 「理由が適正でないと考えられる場合」の例は、「派遣労働者が労働・社会保険への 加入を希望していないため」等のように加入の有無を派遣労働者の希望にかからしめて いる場合や、社会保険について「雇用期間が6か月であるため」等のように適用基準を 満たしているにもかかわらず、加入させていない場合等が考えられます。
- (3) 雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの派遣労働者の受け入れ 派遣先は、雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストに、解雇後3ヶ月以内に 派遣労働者を受け入れる場合、必要最小限度の派遣の期間を定めるとともに、受け入れ理 由を説明する等適切な措置を講じ、派遣先の労働者の理解が得られるよう努めなければな りません。
- (4) 安全衛生に係る措置

派遣先は、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがある場合には 可能な限りこれに応じるよう努める等、必要な協力や配慮を行わなければなりません。

- (5) 紹介予定派遣
  - 6か月を超えて同一の派遣労働者を受け入れてはなりません。
  - 職業紹介を希望しなかった場合又は派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、派遣先に対し、それぞれの理由を派遣元事業主に対して書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示しなければなりません。
  - 派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等を行う場合には、派遣労働者の年齢や性別を 理由とした差別を行ってはならず、直接採用する場合のルール(雇用対策法や男女雇用 機会均等法に基づくルール)と同様のルールの下に行うことが必要です。

# 派遣先が法律違反を行った場合

- (1) 派遣先が派遣労働者を適用除外業務に従事させている場合で、その派遣就業を継続させることが著しく不適当であると認められる場合には、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主は、当該労働者派遣の停止命令を受ける場合があります。
- (2) 派遣労働者を適用除外業務に従事させている又は許可・届出事業主以外の者から労働者派遣の役務の提供を受けている者は、これらの違法行為を是正するために必要な措置をとるべきこと等について勧告を受ける場合があり、この勧告に従わないときには、その旨が公表されます。
- (3) 派遣先が派遣受入期間の制限に違反している場合は、その違反を是正するよう勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。また、派遣先が派遣受入期間の制限に違反しており、派遣労働者が派遣先に雇用されることを希望する場合は、派遣先はその派遣労働者を雇い入れるよう勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。
- (4) 派遣先が派遣労働者への雇用契約の申込義務に違反している場合は、派遣先は雇用契約の申込みをすべきことを勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。
- (5) 派遣先管理台帳の整備、派遣先責任者の選任が適切に行われていない場合は、罰則の対象となります。

#### 派遣先が講ずべき措置に関する指針

(平成11年労働省告示第138号)

(最終改正 平成15年厚生労働省告示第449号)

#### 第1 趣旨

この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (以下「労働者派遣法」という。)第3章第1節及び第3節の規定により派遣先が講ずべき措置に関 して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

#### 第2 派遣先が講ずべき措置

1 労働者派遣契約の締結に当たっての就業条件の確認

派遣先は、労働者派遣契約の締結の申込みを行うに際しては、就業中の派遣労働者を直接指揮命令することが見込まれる者から、業務の内容、当該業務を遂行するために必要とされる知識、技術又は経験の水準その他労働者派遣契約の締結に際し定めるべき就業条件の内容を十分に確認すること。

2 労働者派遣契約に定める就業条件の確保

派遣先は、労働者派遣契約を円滑かつ的確に履行するため、次に掲げる措置その他派遣先の実態に即した適切な措置を講ずること。

(1) 就業条件の周知徹底

労働者派遣契約で定められた就業条件について、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する 職務上の地位にある者その他の関係者に当該就業条件を記載した書面を交付し、又は就業場所に 掲示する等により、周知の徹底を図ること。

(2) 就業場所の巡回

た。 定期的に派遣労働者の就業場所を巡回し、当該派遣労働者の就業の状況が労働者派遣契約に反 していないことを確認すること。

(3) 就業状況の報告

(4) 労働者派遣契約の内容の遵守に係る指導

3 派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止

派遣先は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、労働者派遣に先立って面接すること、派遣先に対して当該労働者に係る 履歴書を送付させることのほか、若年者に限ることとすること等派遣労働者を特定することのほか、若年者に限ることとすること等派遣労働者を特定することの目的とする行為を行わないこと。なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自ら付を断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を当時の法によって派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当で、実施可能であるが、派遣先は、派遣元事業主又は派遣労働者若しくは派遣労働者となろうとする者に対してこれらの行為を求めないこととする等、派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止に触れないよう十分留意すること。

4 性別による差別の禁止

派遣先は、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、当該労働者派遣契約に派遣労働者の性別を記載してはならないこと。

5 労働者派遣契約の定めに違反する事実を知った場合の是正措置等

派遣先は、労働者派遣契約の定めに反する事実を知った場合には、これを早急に是正するとともに、労働者派遣契約の定めに反する行為を行った者及び派遣先責任者に対し労働者派遣契約を遵守させるために必要な措置を講ずること、派遣元事業主と十分に協議した上で損害賠償等の善後処理方策を講ずること等適切な措置を講ずること。

- 6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
  - (1) 労働者派遣契約の締結に際して配慮すべき事項

派遣先は、労働者派遣契約の締結に際し、労働者派遣の期間を定めるに当たっては、派遣元事業主と協力しつつ、当該派遣先において労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。

(2) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除 を行おうとする場合には、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申入れを行うこと。

(3) 派遣先における就業機会の確保

(4) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、労働者派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元事業主に対しその旨の予告を行わなければならないこと。当該予告を行わない派遣先は、速やかに、当該派遣労働者の少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について損害の賠償を行わなけ

ればならないこと。派遣先が予告をした日から労働者派遣契約の解除を行おうとする日までの期間が30日に満たない場合には、少なくとも労働者派遣契約の解除を行おうとする日の30日前の日から当該予告の日までの期間の日数分以上の賃金に相当する額について行わなければならないこと。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずること。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの費に帰すべき部分の割合についても十分に考慮すること。

(5) 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行う場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行う理由を当該派遣元事業主に対し明らかにすること。

#### 7 適切な苦情の処理

派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣先において苦情の処理をする方法、派遣元事業主と派遣先との連携を図るための体制等を、労働者派遣契約において定めること。また、派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣労働者に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること。また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

8 労働・社会保険の適用の促進

派遣先は、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、労働・社会保険に加入している派遣労働者(派遣元事業主が新規に雇用した派遣労働者であって、当該派遣先への労働者派遣の開始後速やかに労働・社会保険への加入手続が行われるものを含む。)を受け入れるべきであり、派遣元事業主から派遣労働者が労働・社会保険に加入していない理由の通知を受けた場合において、当該理由が適正でないと考えられる場合には、派遣元事業主に対し、当該派遣労働者を労働・社会保険に加入させてから派遣するよう求めること。

9 適正な派遣就業の確保

(1) 適切な就業環境の維持、福利厚生等

が遺先は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持、その雇用する労働者が通常利用している診療所、給食施設等の施設の利用に関する便宜を図るよう努めなければならないこと。また、派遣先は、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実状を把握するために必要な情報を派遣元事業主に提供する等の協力をするよう努めなければならないこと。

(2) 教育訓練・能力開発

派遣先は、派遣元事業主が行う教育訓練や派遣労働者の自主的な能力開発等の派遣労働者の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力するほか、必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならないこと。

10 関係法令の関係者への周知

11 派遣元事業主との労働時間等に係る連絡体制の確立

派遣先は、派遣元事業主の事業場で締結される労働基準法第36条第1項の時間外及び休日の労働 に関する協定の内容等派遣労働者の労働時間の枠組みについて派遣元事業主に情報提供を求める等 により、派遣元事業主との連絡調整を的確に行うこと。

12 派遣労働者に対する説明会等の実施

派遣先は、派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施し、派遣労働者が利用できる派遣先の各種の福利厚生に関する措置の内容についての説明、派遣労働者が円滑かつ的確に就業するために必要な、派遣労働者を直接指揮命令する者以外の派遣先の労働者との業務上の関係についての説明及び職場生活上留意を要する事項についての助言等を行うこと。

13 派遣先責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行

派遣先は、派遣先責任者の選任に当たっては、労働関係法令に関する知識を有する者であること、人事・労務管理等について専門的な知識又は相当期間の経験を有する者であること、派遣労働者の就業に係る事項に関する一定の決定、変更を行い得る権限を有する者であること等派遣先責任者の職務を的確に遂行することができる者を選任するよう努めること。

14 労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限の適切な運用

派遣先は、労働者派遣法第40条の2の規定に基づき派遣労働者による常用労働者の代替の防止の確保を図るため、次に掲げる基準に従い、事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から同条第2項に規定する派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこと。

- (1) 事業所その他派遣就業の場所については、課、部、事業所全体等、場所的に他の部署と独立していること、経営の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断すること。
- (2) 同一の業務については、労働者派遣契約を更新して引き続き当該労働者派遣契約に定める業務 に従事する場合は同一の業務に当たること。このほか、派遣先における組織の最小単位において 行われる業務は、同一の業務であるとみなすこと。なお、この場合における最小単位の組織とし ては、業務の内容について指示を行う権限を有する者とその者の指揮を受けて業務を遂行する者

とのまとまりのうち最小単位のものをいい、係又は班のほか、課、グループ等が該当する場合もあり、名称にとらわれることなく実態により判断すべきものとすること。ただし、アの選別のとなるに伴う管理となる。ただし、近畿の大人に伴い係、班等を形式的に分ける場合、労働者数の多いこと等に伴う管理と、の理実に発力している場合では、近畿の大力に伴うで理算をであっても、、ののでは、近畿のと認められる組織において行われる業務については、同しているものとみなすこと。偽りその他不正の行為により労働者派遣の役務の提供を受け、又は組織変更を行う等、従来の係、班等とは異務といいた係、班等の名称を変更し、又は組織変更を行う等、従来の係、班等とは異なるのでは、以近受けようとする場合には、同一の業務にが、と、労働者派遣の役務の提供を受け、又は受けようとしているものと判断すること。その他労働者派遣の役務の提供を受け、以は受けようとしているものと判断すること。その他労働者派遣の役務の提供を受け、以は受けようとしているものと判断すること。が当時すること。

- (3) 労働者派遣の役務の提供を受けていた派遣先が新たに労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、当該新たな労働者派遣の開始と当該新たな労働者派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた労働者派遣の終了との間の期間が3月を超えない場合には、当該派遣先は、当該新たな労働者派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた労働者派遣から継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなすこと。
- 15 労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間に係る意見聴取の適切かつ確実な実施
  - (1) 派遣先は、労働者派遣法第40条の2第4項の規定に基づき、当該派遣先の事業所の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という。)に対し、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間について意見を聴くに当たっては、当該期間等を過半数組合等に通知してから意見を聴くまでに、十分な考慮期間を設けること。
  - (2) 派遣先は、過半数組合等から、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が適当でない旨の意見を受けた場合には、当該意見に対する派遣先の考え方を過半数組合等に説明すること、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間について再検討を加えること等により、過半数組合等の意見を十分に尊重するよう努めること。
- 16 雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの派遣労働者の受け入れ

派遣先は、雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストに、当該解雇後3箇月以内に派遣労働者を受け入れる場合には、必要最小限度の労働者派遣の期間を定めるとともに、当該派遣先に雇用される労働者に対し労働者派遣の役務の提供を受ける理由を説明する等、適切な措置を講じ、派遣先の労働者の理解が得られるよう努めること。

17 安全衛生に係る措置

派遣先は、派遣元事業主が派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣元事業主に対し積極的に提供するとともに、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うこと。

- 18 紹介予定派遣
  - (1) 紹介予定派遣を受け入れる期間 派遣先は、紹介予定派遣を受け入れるに当たっては、6箇月を超えて、同一の派遣労働者を受 け入れないこと。
  - (2) 職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示

派遣先は、紹介予定派遣を受け入れた場合において、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、それぞれその理由を派遣元事業主に対して書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示すること

- と。 (3) 派遣先が特定等に当たり雇用対策法(昭和41年法律第132号)第7条の趣旨に照らし講ずべき 措置
  - ① 派遣先は、紹介予定派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為又は派遣労働者の特定(以下「特定等」という。)を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずるように努めること。
    - ア ②に該当する場合を除き、派遣労働者の年齢を理由として、特定等の対象から当該派遣労働者を排除しないこと。
    - イ 派遣先が職務に適合する派遣労働者を受け入れ又は雇い入れ、かつ、派遣労働者がその有する能力を有効に発揮することができる職業を選択することが容易になるよう、職務の内容、当該職務を遂行するために必要とされる派遣労働者の適性、能力、経験、技能等の程度その他の派遣労働者が紹介予定派遣を希望するに当たり必要とされる事項をできる限り明示すること。
  - ② 年齢制限が認められる場合(派遣労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められる場合以外の場合)

派遣先が行う特定等が次のアからコまでのいずれかに該当する場合であって、当該派遣先がその旨を派遣元事業主及び派遣労働者に対して説明したときには、年齢制限をすることが認められるものとする。

- ア 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新規学卒者等である特定の年齢層の派遣労 働者を対象として特定等を行う場合
- イ 企業の事業活動の継続や技能、ノウハウ等の継承の観点から、労働者数が最も少ない年齢 層の労働者を補充する必要がある状態等当該企業における労働者の年齢構成を維持・回復させるために特に必要があると認められる状態において、特定の年齢層の派遣労働者を対象と して特定等を行う場合

- ウ 定年年齢又は継続雇用の最高雇用年齢と、労働者がその有する能力を有効に発揮するため に必要とされる期間又は当該業務に係る職業能力を形成するために必要とされる期間とを考 慮して、特定の年齢以下の派遣労働者を対象として特定等を行う場合
- エ 派遣先が紹介予定派遣に係る派遣労働者を雇用する際に予定される賃金額を採用した者の 年齢にかかわりなく支払うこととするためには、年齢を主要な要素として賃金額を定めてい る就業規則との関係から、既に働いている労働者の賃金額に変更を生じさせることとなる就 業規則の変更が必要となる状態において、特定の年齢以下の派遣労働者を対象として特定等 を行う場合
- オ 特定の年齢層を対象とした商品の販売やサービスの提供等を行う業務について、当該年齢 層の顧客等との関係で当該業務の円滑な遂行を図る必要から、特定の年齢層の派遣労働者を 対象として特定等を行う場合
- カ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から、特定の年齢層の派遣労働者を対象 として特定等を行う場合
- キ 労働災害の発生状況等から、労働災害の防止や安全性の確保について特に考慮する必要があるとされる業務について、特定の年齢層の派遣労働者を対象として特定等を行う場合
- ク 体力、視力等加齢に伴いその機能が低下するものに関して、採用後の勤務期間等の関係からその機能が一定水準以上であることが業務の円滑な遂行に不可欠であるとされる当該業務について、特定の年齢以下の派遣労働者について特定等を行う場合
- ケ 行政機関による指導、勧奨等に応じる等行政機関の施策を踏まえて中高年齢者に限定して 特定等を行う場合
- コ 労働基準法等の法令の規定により、特定の年齢層の労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について、当該禁止又は制限されている年齢層の派遣労働者を除いて特定等を行う場合
- (4) 派遣先が特定等に当たり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)第5条の趣旨に照らし行ってはならない措置
  - ① 派遣先は、特定等を行うに当たっては、次に掲げる措置を行わないこと。ア 特定等に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性を排除すること。
    - イ 特定等に当たって、男女をともに特定等の対象としているにもかかわらず、女性又は男性についての特定等に係る人数を設定すること。
    - ウ・特定等に当たり、年齢、婚姻の有無、通勤の状況その他の条件を付す場合において、女性 に対して男性と異なる条件を付すこと。
    - エ 派遣就業又は雇用の際に予定される求人の内容の説明等特定等に係る情報の提供について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること又は派遣元事業主にその旨要請すること。
    - オ 特定に係る試験等について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。
  - カ 特定等に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性のみとすること。
  - ② 紹介予定派遣に係る女性派遣労働者の特定等に係る措置に関する特例 均等法第9条は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている。 情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置は違法でないことを定めれる。 この場合、支障となっている事情とは、固定的な男女の役割分担意識に根ざす企業の制をでした。 雇用の場において男女労働者の間に事実上格差が生じていることを明めることを実っている事情の存否は、女性労働者と比較して相当とを度で状に反うにあるかにより判断するものとすることが適当である。このことから、紹介予定で状に反る特定等に当たっては、将来、当該派遣労働者を採用することが予定されては、当該を選出を当れては、女性労働者と比較して相当程度少ない場合においては、当該特において、女性労働者が男性より女性を優先して特定することその他男性と比較して女性に有利な取扱いをすることは、①にかかわらず、行って差し支えない。
  - ③ 適用除外
    - 次のいずれかに該当する場合については、①及び②を適用しない。
    - ア 次に掲げる職業に従事する派遣労働者に係る場合
      - i 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男性又は女性のいずれか一方の性 に従事させることが必要である職業
      - ii 守衛、警備員等防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職業(労働者派遣 事業を行ってはならない警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項各号に掲げる業務 を内容とするものを除く。)
      - iii i及びiiに掲げる職業のほか、宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上その他の業務の性質上男性又は女性のいずれか一方の性に従事させることについてこれらの職業と同程度の必要性があると認められる職業
    - イ 労働基準法第61条第1項、第64条の2又は第64条の3第2項の規定により女性の労働が制限され、又は禁止されていることから、通常の業務を遂行するために、女性に対して男性と均等な機会を与えること又は女性派遣労働者に対して男性派遣労働者と均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合
    - ウ 風俗、風習等の相違により女性が能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合その他特別 の事情により女性に対して男性と均等な機会を与えること又は女性派遣労働者に対して男性 派遣労働者と均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合

# 派遣元事業主の講ずべき措置は・・・

#### 1 派遣労働者等の福祉の増進

派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進に努めなければなりません。

派遣元事業主が行うべき福祉の増進のための措置には、例えば、次のようなものがあります。

- ① 業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置に係る派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い
- ② 個々の労働者の適性及び能力に適合し、かつ、就業期間、就業時間、就業場所等がその 希望に適合するような就業機会の確保
- ③ 教育訓練を計画的に実施する等による教育訓練機会の確保
- ④ 賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、社会・労働保険の適用促進、福利厚生施設の充実等派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

なお、派遣労働者を含む短期雇用労働者が、不合理な差別を受けることのないよう、留意することが重要です。

#### 2 適正な派遣就業の確保

派遣元事業主は、派遣労働者の派遣先における就業に当たり、派遣先が労働者派遣法又は 同法第3章第4節の規定により適用される労働基準法等に違反することのないようその他適 正な就業が確保されるように適切な配慮をしなければなりません。

「適切な配慮」の内容は、具体的には、例えば、次のようなものがあります。

- ① 法違反の是正を派遣先に要請すること:
- ② 法違反を行う派遣先に対する労働者派遣を停止し、又はその派遣先との間の労働者派遣 契約を解除すること
- ③ 派遣先に適用される法令の規定を習得すること
- ④ 派遣元責任者に派遣先の事業所を巡回させ、法違反がないよう事前にチェックすること
- ⑤ 派遣先との密接な連携の下に、派遣先において発生した派遣就業に関する問題について 迅速かつ的確に解決を図ること

#### 3 派遣労働者であることの明示等

#### (1) 雇入れの場合

派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、 労働者にその旨 (紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れる場合にあっては、その 旨を含む。) を明示しなければなりません。

(2) 新たに派遣労働者とする場合

派遣元事業主は、既に雇い入れている労働者を新たに派遣労働者とする場合には、あらかじめ、その旨(新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあっては、その旨を含

- (1)の明示並びに(2)の明示及び同意は、派遣労働者という地位を取得させるために行われるものであり、一度この地位を取得させた後においては、個々の労働者派遣について同意を必要とするものではありません(ただし、派遣労働者として雇い入れた労働者を新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合には、明示及び同意を必要とします。)。また、紹介予定派遣の対象者として登録を行う場合も、あらかじめその旨を明示するようにしてください。
- 派遣労働者の労働条件の明確化を図るため、必要な項目を網羅したモデル労働条件通知 書を作成していますので、御利用ください。

### 4 派遣労働者に係る雇用制限の禁止

派遣元事業主は、派遣労働者が派遣元事業主との労働契約関係の終了後、派遣先であった者に雇用されることを制限してはなりません。

#### 5 就業条件等の明示

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、その労働者派遣に係る 派遣労働者に対し、労働者派遣をする旨、その派遣労働者に係る就業条件、派遣先が派遣受 入期間の制限に抵触することとなる最初の日を明示しなければなりません。

- (1) 明示すべき就業条件等
  - ① 派遣労働者が従事する業務の内容
  - ② 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所
  - ③ 派遣先のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
  - ④ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
  - ⑤ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
  - ⑥ 安全及び衛生に関する事項
    - ・ 派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項(危険有害業務の内容)等の労働者派遣契約において定めた安全及び衛生に関する事項(20ページ参照)を記載すること
  - ⑦ 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - 8 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な 措置に関する事項
  - ⑨ 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合、紹介予定派遣に関する事項 (i)紹介予定派遣である旨、(i)紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される 雇用契約の期間の定めの有無等の労働者派遣契約において定めた紹介予定派遣に関す る事項、(ii)紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場 合又は職業紹介を受ける者を雇用しなかった場合には、それぞれのその理由を、派遣 労働者の求めに応じ、書面、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限ります。)により、派 造労働者に対して明示する旨、(iv)紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に、年次有 給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する 場合はその旨を記載すること
  - ◎ 派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日

- ① 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- ② 派遣先が④の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑤の派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、当該派遣就業させることができる日又は当該延長することができる時間数
- ③ 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項
- ④ 派遣受入期間の制限を受けない業務について行う労働者派遣に関する事項
  - ・ 政令で定める業務について労働者派遣を行う場合は、政令の号番号を必ず付すこと
  - ・ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務について労働者派遣を行う場合 は、その旨を記載すること
  - ・ その業務が1か月間に行われる日数が当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の 労働者(原則として正規の従業員)の1か月間の所定労働日数に比し相当程度少なく (半分以下)かつ月10日以下である業務(「日数限定業務」)について労働者派遣を行う 場合は、(i)その旨、(i)当該派遣先においてその業務が1か月間に行われる日数、(ii)当該 派遣先の通常の労働者の1か月間の所定労働日数を記載すること
  - 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること
  - 介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること
- (2) 派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の明示
  - 〇 (1)の⑩のほか、労働者派遣契約の締結後に派遣先において派遣受入期間の制限に抵触する日が変更された場合等は、派遣先から当該通知を受けた後、遅滞なく、派遣労働者に対して変更等された抵触日を書面により明示する必要があります。
- (3) 明示の方法
  - 就業条件等の明示は、労働者派遣に際し、あらかじめ、明示すべき事項を書面、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限ります。)により個々の派遣労働者に交付することにより行わなければなりません。
  - ただし、その労働者派遣の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ、書面、 ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法によることができない場合は、あらかじ め、書面、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法以外の方法で明示すればよい こととされています。
  - この場合でも、派遣労働者から労働者派遣の開始より前に個別の請求があったとき、 又はその請求がなくても労働者派遣の期間が1週間を超えるときは、労働者派遣の開始 後、遅滞なく、当該明示すべき事項を書面、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミ リ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。)によ り個々の派遣労働者に明示しなければなりません。
  - 就業条件等の明示をファクシミリ又は電子メールにより行う場合にあっては、派遣労働者がその方法によることを希望することが条件となっています。したがって、事後のトラブルを防止する観点から、その派遣労働者が希望したことを事後的に確認できる方法により行うこと、派遣元事業主が到達の有無について確認を行うことが望ましいものです。また、電子メールにより行う場合にあっては、派遣労働者がその電子メールを出力することによって、書面を作成できるものであることが望ましいといえます。
  - 派遣労働者の就業条件の明確化を図るため、必要な項目を網羅したモデル就業条件明示書を作成していますので、御利用ください。

#### 6 派遣先への通知

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、その労働者派遣に係る派遣労働者の氏名等を派遣先に通知しなければなりません。

#### (1) 通知すべき事項

- ① 派遣労働者の氏名及び性別(派遣労働者が45歳以上である場合にあってはその旨並びに 当該派遣労働者の氏名及び性別、派遣労働者が18歳未満である場合にあっては当該派遣労 働者の年齢並びに氏名及び性別)
- ② 派遣労働者に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無(「無」の場合は、その具体的な理由を付記してください。)
  - ・ なお、「無」の場合の具体的理由としては、「雇用契約の期間が6週間であり、引き続き雇用されることが見込まれないため」、「現在、必要書類の準備中であり、今月の〇日には届出予定」等、適用基準を満たしていない具体的理由又は手続の具体的状況が明らかであることが必要です。
  - ・ また、派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、 派遣先に対して通知した具体的な理由をその派遣労働者に対しても通知する必要があ ります。
- ③ 派遣労働者の派遣就業の就業条件の内容がその労働者派遣に係る労働者派遣契約の就業 条件の内容と異なる場合(例えば、1日8時間の就業を2人で分担するような場合を指し ています。) におけるその労働者派遣の就業条件の内容

#### (2) 通知の方法

- 労働者派遣契約に定める派遣労働者の就業条件の内容の組合せが一つである場合は、その組合せに係る(1)の事項を通知しなければなりません。
- 労働者派遣契約に定める派遣労働者の就業条件の内容の組合せが複数である場合には、 その組合せごとにその組合せに係る(1)の事項を通知しなければなりません。

#### (3) 通知の手続

- 通知は、労働者派遣に際し、あらかじめ、(1)の通知すべき事項に係る書面の交付若し くはファクシミリ・電子メールの送信により行わなければなりません。
- ただし、労働者派遣の実施について緊急の必要があるため、書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信ができない場合は、通知すべき事項を、あらかじめ、書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信以外の方法で通知すればよいこととされています。
- この場合、労働者派遣契約に係る就業条件の組合せが、複数ある場合であって労働者派遣の期間が2週間を超えるときは、労働者派遣の開始後、遅滞なく、その事項に係る書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信を行わなければなりません。
- なお、労働者派遣の開始後、加入手続中の派遣労働者について被保険者資格取得届が提出されたときは、派遣元事業主はその旨を派遣先に通知するようにしてください。

#### 7 派遣受入期間の制限の適切な運用

派遣元事業主は、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けたならば、派遣受入期間の制限 に抵触することとなる場合には、抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行 ってはなりません。

○ 「派遣受入期間の制限に抵触することとなる」最初の日については、労働者派遣契約を締

結するに際し、あらかじめ、派遣先から通知されることとなっています。

- 派遣元事業主は、派遣先からこの通知がない場合は、労働者派遣契約を締結してはなりません。
- 8 派遣先及び派遣労働者に対する派遣停止の通知

派遣元事業主は、派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の1か月前から前日までの間に、派遣受入期間の制限に抵触する日以降継続して労働者派遣を行わない 旨を、派遣先及び派遣労働者に通知しなければなりません。

○ 派遣労働者に対する通知は、派遣受入期間の制限に抵触する日を明示した上で、その日以降継続して労働者派遣を行わない旨を書面、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限ります。)により通知することにより行ってください(派遣先に対する通知は、書面の交付若しくはファクシミリ・電子メールの送信により行うことができます)。

## 9 派遣元責任者の選任

派遣元事業主は、次に掲げる業務を行わせるため、派遣元責任者を選任することが必要です。

- ① 派遣労働者であることの明示等
- ② 就業条件等の明示
- ③ 派遣先への通知
- ④ 派遣先及び派遣労働者に対する派遣停止の通知
- ⑤ 派遣元管理台帳の作成、記載及び保存
- ⑥ 派遣労働者に対する必要な助言及び指導の実施
- ⑦ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理
- ⑧ 派遣先との連絡調整
- ⑨ 派遣労働者の個人情報の管理に関すること
- ⑩ 安全衛生に関すること(派遣元事業所において労働者の安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整)
  - ※ 具体的には、派遣労働者の安全衛生が的確に確保されるよう、例えば、以下の内容 に係る連絡調整を行うことです。
    - ・ 健康診断 (一般定期健康診断、有害業務従事者に対する特別な健康診断等) の実 施に関する事項 (時期、内容、有所見の場合の就業場所の変更等の措置)
    - 安全衛生教育(雇入れ時の安全衛生教育、作業内容変更時の安全衛生教育、特別教育、職長等教育等)に関する事項(時期、内容、実施責任者等)
    - 労働者派遣契約で定めた安全衛生に関する事項の実施状況の確認
    - ・ 事故等が発生した場合の内容・対応状況の確認

# (1) 派遣元責任者となる者の要件

- 派遣元責任者は、次の①から④までのいずれにも該当しない者のうちから選任しなければなりません。
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、又は労働者派遣法、労働基準法、職業安定法、最低賃金 法等に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなって5年を経過しない者
  - ② 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

- ③ 一般労働者派遣事業の許可を取り消されて5年を経過しない者
- ④ 未成年者
- この場合において、一般労働者派遣事業においては、許可について派遣元責任者に雇用管理能力に係る一定の基準を満たすこと及び派遣元責任者講習を受講していることを選任の要件としています。また、特定労働者派遣事業については、法令上一定の資格能力は要求されていませんが、同様に派遣元責任者が労働関係法令に関する知識を有し、雇用管理に関し専門的知識又は相当期間の経験を有する者を選任することが適当です。
- (2) 派遣元責任者の選任方法
  - 事業所ごとに自己の雇用する労働者(個人事業主や法人の役員も可)の中から、専属 の派遣元責任者を選任しなければなりません。
  - 派遣元責任者は、派遣労働者の数100人ごとに1人以上を選任しなければなりません。
  - 物の製造の業務に労働者派遣をする事業所では、物の製造の業務に従事させる派遣労働者の数100人ごとに1人以上、物の製造の業務に従事させる派遣労働者を専門に担当する派遣元責任者(以下「製造業務専門派遣元責任者」という。)を選任しなければなりません。ただし、製造業務専門派遣元責任者のうち1人は物の製造の業務に労働者派遣をしない派遣労働者(それ以外の業務へ労働者派遣された派遣労働者)を併せて担当することができます。

#### 10 派遣元管理台帳

(1) 作成及び記載

派遣元事業主は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、その台帳に派遣労働者ごとに就業条件等を記載しなければなりません。

- 就業条件等とは次に掲げるものです)。
  - ① 派遣労働者の氏名
  - ② 派遣先の氏名又は名称
  - ③ 派遣先の事業所の名称
  - ④ 派遣先の事業所の所在地その他派遣就業の場所
  - ⑤ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
  - ⑥ 始業及び終業の時刻
  - ⑦ 従事する業務の種類
  - ⑧ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - ⑨ 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、その紹介予定派遣に関する事項
    - ・ (i)紹介予定派遣である旨、(ii)求人・求職の意思確認等の職業紹介の時期及び内容、 (ii)採否結果、(ii)紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合に、派遣先から明示された理由を記載すること
  - ⑩ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
  - ① 派遣先が⑤の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑥の始業の時刻から終業の時刻までの時間を延長できることとされている場合には、当該派遣就業させることのできる日又は延長することのできる時間数
  - ② 派遣先から通知を受けた派遣就業の実績が予定していた⑥の就業の時間等と異なる ときはその実績の内容
  - ③ 派遣受入期間の制限を受けない業務について行う労働者派遣に関する事項政令で定める業務について労働者派遣を行う場合は、政令の号番号を必ず付すこと

- ・ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務について労働者派遣を行う 場合は、その旨を記載すること
- ・ その業務が1か月間に行われる日数が当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者(原則として正規の従業員)の1か月間の所定労働日数に比し相当程度少なく(半分以下)かつ月10日以下である業務(「日数限定業務」)について労働者派遣を行う場合は、(i)そのような業務である旨、(i)当該派遣先においてその業務が1か月間に行われる日数、(ii)当該派遣先の通常の労働者の1か月間の所定労働日数を記載すること
- ・ 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終 了予定の日を記載すること
- ・ 介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先に おいて休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記 載すること
- ④ 派遣労働者に係る社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無 (「無」の場合はその理由を具体的に付記してください。また、手続終了後は「有」 に書き換えてください。)
- 派遣元管理台帳の作成は事業所ごとに行わなければなりません。また、一般派遣元事業主は、派遣労働者の雇用管理が円滑に行われるよう派遣労働者を常時雇用される者とそれ以外の者に分けて派遣元管理台帳を作成してください(平成11年11月30日までに既に派遣元管理台帳を作成している場合はこの限りではありません)。
- (2) 保存

派遣元事業主は、派遣元管理台帳を3年間保存しなければなりません。

# 11 性・年齢による差別的な取扱いの禁止等

労働者派遣契約を締結する際に、派遣労働者の性別を労働者派遣契約に記載し、これに基づき労働者派遣を行ってはなりません。また、性別や年齢を理由とする差別的労働者派遣を行ってはなりません。

# 12 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

上記のほか、法に規定される派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な 実施を図るため、以下の事項等について、「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」が策 定されていますので遵守して下さい。

- (1) 派遣労働者の雇用の安定を図るための配慮
  - 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該労働者 の希望及び労働者派遣契約における労働者派遣の期間を勘案して、雇用契約の期間につ いて、労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、派遣労働者の雇用の安 定を図るために必要な配慮をするよう努めなければなりません。
  - なお、この措置に関連して、派遣先は、労働者派遣契約の締結に際し、労働者派遣の 期間を定めるに当たっては、派遣元事業主と協力しつつ、当該派遣先において労働者派 遣の役務の提供を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者 の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければならないことにも留意し てください。
  - また、派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に 帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働 者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせん を受ける等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図

ることが必要です。さらに、労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派 遣に係る派遣労働者を解雇しようとする場合には、当該派遣元事業主は、労働基準法等 に基づく責任を果たすことが必要です。

#### (2) 個人情報の保護

- 派遣元事業主は、業務の目的の範囲内で派遣労働者になろうとする者及び派遣労働者 の個人情報を収集すること、個人情報の保管又は使用は収集目的の範囲に限られること 等に留意することが必要です。
- 派遣元事業主は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、正確かつ最新のものに保 つための措置等を適切に講ずるとともに、派遣労働者等からの求めに応じ当該措置の内 容を説明しなければならないこと、個人情報が正当な理由なく他人に知られることのな いよう厳重な管理を行うこと等に留意することが必要です。
- 派遣元事業主は、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければなりません。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めることが必要です。
- (3) 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等
  - 派遣先からの派遣労働者の指名行為だけでなく、派遣先がその受け入れる派遣労働者 を選別するために行う事前面接や履歴書の送付要請等に協力してはなりません(紹介予 定派遣の場合を除きます。)。
  - なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として 適当であるかどうかを確認する等のため自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問 若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うことは可能ですが、派 造元事業主は派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者に対してこれらの行為を求め ないこととする等、派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力に禁止に触れ ないようにしてください。また、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が事業所 訪問等を行わないことを理由として不利益な取扱いを行ってはなりません。

#### (4) 紹介予定派遣

- 6か月を超えて同一の派遣労働者の労働者派遣を行ってはなりません。
- 派遣先が職業紹介を希望しなかった場合又は派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先に対し、それぞれの理由を書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示するよう求めること、また、明示された理由を、派遣労働者に対して書面、ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限ります。)により明示することが必要です。

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)

### 第1 趣旨

この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第 24 条の3、第3章第1節及び第2節の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

# 第2 派遣元事業主が講ずべき措置

1 労働者派遣契約の締結に当たっての就業条件の確認

派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結するに際しては、派遣先が求める業務の内容、当該業務を遂行するために必要とされる知識、技術又は経験の水準、労働者派遣の期間その他労働者派遣契約の締結に際し定めるべき就業条件を事前にきめ細かに把握すること。

# 2 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(1) 雇用契約の締結に際して配慮すべき事項

派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該労働者の希望及び労働者派遣契約における労働者派遣の期間を勘案して、雇用契約の期間について、当該期間を当該労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。

(2) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受ける等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を解雇しようとする場合には、当該派遣元事業主は、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく責任を果たすこと。

## 3 適切な苦情の処理

派遣元事業主は、派遣労働者の苦情の申出を受ける者、派遣元事業主において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めること。また、派遣元管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載すること。また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

#### 4 労働・社会保険の適用の促進

(1) 労働・社会保険への適切な加入

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の就業の状況等を踏まえ、労働・社会保険の適用手続を適切に進め、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うこと。ただし、新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに労働・社会保険の加入手続を行うときは、この限りでないこと。

(2) 派遣労働者に対する未加入の理由の通知

派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、派遣先に対して通知した当該派遣労働者が労働・社会保険に加入していない具体的な理由を、 当該派遣労働者に対しても通知すること。

### 5 派遣先との連絡体制の確立

派遣元事業主は、派遣先を定期的に巡回すること等により、派遣労働者の就業の状況が 労働者派遣契約の定めに反していないことの確認等を行うとともに、派遣労働者の適正な 派遣就業の確保のためにきめ細かな情報提供を行う等により派遣先との連絡調整を的確に 行うこと。

6 派遣労働者に対する就業条件の明示

派遣元事業主は、モデル就業条件明示書の活用等により、派遣労働者に対し就業条件を明示すること。

7 労働者を新たに派遣労働者とするに当たっての不利益取扱いの禁止

派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとする場合であって、当該労働者が同意をしないことを理由として、当該労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

# 8 派遣労働者の福祉の増進

(1) 福利厚生等の措置に係る派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

派遣元事業主は、労働者派遣に係る業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要に応じ派遣先に雇用され派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実状を把握し、当該派遣先において雇用されている労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 派遣労働者の適性、能力、希望等に適合する就業機会の確保等

派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、当該労働者の適性、能力等を勘案して、最も適合した就業の機会の確保を図るとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場所、派遣先における就業環境等について当該労働者の希望と適合するような就業機会を確保するよう努めなければならないこと。また、派遣労働者はその有する知識、技術、経験等を活かして就業機会を得ていることにかんがみ、派遣元事業主は、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めなければならないこと。

## 9 関係法令の関係者への周知

派遣元事業主は、労働者派遣法の規定による派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置の 内容並びに労働者派遣法第3章第4節に規定する労働基準法等の適用に関する特例等関係 法令の関係者への周知の徹底を図るために、説明会等の実施、文書の配布等の措置を講ず ること。

# 10 個人情報の保護

- (1) 個人情報の収集、保管及び使用
  - イ 派遣元事業主は、派遣労働者となろうとする者を登録する際には当該労働者の希望 及び能力に応じた就業の機会の確保を図る目的の範囲内で、派遣労働者として雇用し 労働者派遣を行う際には当該派遣労働者の適正な雇用管理を行う目的の範囲内で、派 遺労働者となろうとする者及び派遣労働者(以下「派遣労働者等」という。)の個人情 報((1)及び(2)において単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げ る個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な業務上の必要性が存在するこ とその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集す る場合はこの限りでないこと。
    - (イ) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるお それのある事項
    - (ロ) 思想及び信条
    - (ハ) 労働組合への加入状況
  - ロ 派遣元事業主は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。
  - ハ 派遣元事業主は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者であって派遣労働者となろうとする者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類によりその提出を求めること。
  - 二 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。なお、派遣労働者と して雇用し労働者派遣を行う際には、労働者派遣事業制度の性質上、派遣元事業主が 派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条の規定

により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報 に限られるものであること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同 意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでないこと。

#### (2) 適正管理

- イ 派遣元事業主は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を適切 に講ずるとともに、派遣労働者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなけれ ばならないこと。
  - (イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
  - (ロ) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
  - (ハ) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
  - (二) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するため の措置
  - ロ 派遣元事業主が、派遣労働者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当 該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなけ ればならないこと。
  - ハ 派遣元事業主は、次に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を作成し、これを遵 守しなければならないこと。
    - (イ) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項
    - (ロ) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
    - (n) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正(削除を含む。以下同じ。)の 取扱いに関する事項
    - (二) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
  - 二 派遣元事業主は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、 当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。
- (3) 個人情報の保護に関する法律の遵守等
  - (1) 及び(2) に定めるもののほか、派遣元事業主は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者」という。)に該当する場合には、同法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。
- 11 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等
  - (1) 派遣元事業主は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならないこと。なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うことは、派遣先によって派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能であるが、派

造元事業主は、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者に対してこれらの行為を 求めないこととする等、派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力の禁止 に触れないよう十分留意すること。

(2) 派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、職業安定法(昭和22年法律第141号)第3条の規定を遵守するとともに、派遣労働者の性別を労働者派遣契約に記載し、かつ、これに基づき当該派遣労働者を当該派遣先に派遣してはならないこと。

### 12 紹介予定派遣

- (1) 紹介予定派遣の期間
  - 派遣元事業主は、紹介予定派遣を行うに当たっては、六箇月を超えて、同一の派遣 労働者の労働者派遣を行わないこと。
- (2) 派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示派遣元事業主は、紹介予定派遣を行った派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先に対し、それぞれその理由を書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示するよう求めること。また、派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対して書面により明示すること。



医総発第0528001号 医指発第0528001号 職需発第0528001号 平成16年5月28日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課



厚生労働省医政局指導課



厚牛労働省職業安定局需給調整事業課



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等 に関する法律施行令の一部改正に伴う医療関連業務への紹介予定派遣に 係る取扱いについて

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)の一部改正により、これまで禁止してきた病院等における医療関連業務への労働者派遣について、紹介予定派遣の場合には実施可能となり、その概要等について「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正の施行について」(平成16年3月31日付け医政発第0331010号・職発第0331012号・老発第0331008号厚生労働省医政局長・職業安定局長・老健局長連名通知。以下「連名通知」という。)により、各都道府県知事あてに通知されたところである。

病院等における医療関連業務へ紹介予定派遣を受け入れるに際しては、6箇月を超えて同一の派遣労働者を受け入れてはならないこととされている(連名通知2(2)①参照)。しかし、ある派遣労働者の紹介予定派遣が直接雇用に至らなかった場合等、同一の業務に複数名の派遣労働者が継続して紹介予定派遣される場

合が考えられ、そのような場合、「同一の派遣労働者」に係る6箇月の紹介予定派遣の派遣受入期間の制限とは別に、「同一の業務」に係る最長3年の派遣受入期間の制限(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第40条の2第1項から第5項まで)の適用を受けることとなる。この場合の派遣受入期間の制限の概要と「同一の業務」の解釈は以下のとおりであるので、管下市町村、関係団体等に周知をお願いしたい。

また、紹介予定派遣により医師等を受け入れた場合の医療法に基づく立入検査 における医師等の員数の算定に係る考え方は以下のとおりであるので、併せて御 留意いただき、関係者へ周知いただくようお願いする。

# I 派遣受入期間の制限について

### 1 派遣受入期間の制限の概要

## (1) 派遣受入期間の制限

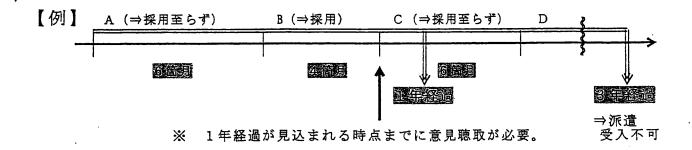
派遣先は、当該派遣先の「事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務」について、最長3年を超えて継続して労働者派遣を受けてはならないこととされている(労働者派遣法第40条の2第1項から第3項まで)。

「同一の業務」における労働者派遣の受入れである限り、異なる派遣元事業主から、異なる派遣労働者を受け入れる場合であっても、最長3年を超えることはできない。

# (2) 派遣受入期間が1年を超える場合の意見聴取

1年を超える期間労働者派遣を受けようとする場合は、派遣先の労働者 の過半数で組織する労働組合等に対し意見聴取をした上で、3年以内の範 囲において、労働者派遣を受けようとする期間を定めなければならない(労 働者派遣法第40条の2第3項及び第4項)。

したがって、「同一の業務」において、6箇月以内の期間の紹介予定派遣を、複数の派遣労働者について継続して受け入れる場合については、1人目の紹介予定派遣の受入れから通算して1年を超えることが見込まれる時点までに意見聴取の手続が必要であり、また通算して3年を超えることができないこととなる。



- 2 「事業所その他派遣就業の場所」ごとの「同一の業務」の一般的解釈
- (1) 「事業所その他派遣就業の場所」の一般的な解釈

派遣受入期間の制限に係る「事業所その他派遣就業の場所」とは、一般に、課、部、事業所全体等、①場所的に他の部署と独立していること、②経営の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、③一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から、実態に即して判断する。

## (2) 「同一の業務」の一般的な解釈

「同一の業務」とは、一般に、派遣先における組織の最小単位において行われる業務は、同一の業務であるとみなしているところである。なお、この場合における最小単位の組織としては、業務の内容について指示を行う権限を有する者と、その者の指揮を受けて業務を遂行する者とのまとまりのうち最小単位のものをいう。係又は班のほか、課、グループ等が該当する場合もあり、名称にとらわれることなく実態に即して判断する。

# 3 医療関連業務における具体例

(1) 「事業所その他派遣就業の場所」について

具体的には、実態に即して判断されるが、医療機関について、場所的な独立性、経営の単位としての独立性、施設としての持続性等を勘案すれば、一般的には、病院、診療所等の各施設が「事業所その他派遣就業の場所」となるものと考えられる。

# (2) 「同一の業務」について

具体的には、実態に即して判断されるが、医療機関における業務の内容や組織の単位等を勘案すれば、一般的には、例えば、以下のようになるものと考えられる。

- ① 医師又は歯科医師の例
  - (7) 各診療科ごとに科長、医長等が任命され、その診療科内の医師(又は歯科医師)全体が統括されており、各医師(又は歯科医師)が業務や時間帯等を交代しながらその診療科の業務全体を実施している場合は、各医師(又は歯科医師)を統括する科長、医長等とその指揮を受けて業務を遂行する医師(又は歯科医師)とのまとまりが組織の最小単位であると考えられ、各診療科ごとの科長、医長等と医師(又は歯科医師)のグループにより遂行される業務全体が「同一の業務」であると判断される。
  - (4) 一診療科に、外来医長、病棟医長等の複数の長が任命され、その診療 科内の医師(又は歯科医師)がそれぞれ外来担当、病棟担当等に明確に 区分されて統括されており、各医師(又は歯科医師)が業務や時間帯等 を交代しながら所属する担当の業務全体を実施している場合は、外来、

病棟等のそれぞれの医師(又は歯科医師)を統括する外来医長、病棟医長等とその指揮を受けて業務を遂行する医師(又は歯科医師)とのまとまりが組織の最小単位であると考えられ、外来医長と外来担当の医師(又は歯科医師)とのグループ、病棟医長と病棟担当の医師(又は歯科医師)とのグループ等により遂行される業務全体のそれぞれが「同一の業務」と判断される。

なお、一診療科に科長、医長等の下に、外来医長、病棟医長等の複数 の長が任命されている場合であっても、その診療科内の医師(又は歯科 医師)の担当する業務が明確に区分されておらず、一の医師(又は歯科 医師)が業務ごとや時間帯等によって外来医長、病棟医長等の複数の長 からの指揮を受けて業務を実施する場合は、外来医長、病棟医長等と医 師(又は歯科医師)のグループにより遂行される業務全体が「同一の業 務」であるとは判断されず、(ア)の考え方により、各診療科ごとの業務 全体が「同一の業務」と判断されるかを検討する必要がある。

(ウ) 診療所等で科長、医長等が任命されておらず、各医師(又は歯科医師) が診療所長等である医師(又は歯科医師)から直接指揮を受けて業務や時間帯等を交代しながら、その業務全体を実施している場合は、当該業務の内容について指示を行う診療所長等と、その指揮を受けて当該業務を遂行する医師(又は歯科医師)とのまとまりが組織の最小単位であると考えられることから、当該業務の内容について指示を行う診療所長等と当該業務を行う医師(又は歯科医師)のグループにより遂行される業務全体が「同一の業務」であると判断される。

#### ② 看護師の例

- (7) 各病棟ごとに看護師長が任命され、当該看護師長にその病棟の看護師全体が統括されており、各看護師が業務や時間帯等を交代しながらその病棟の業務全体を実施している場合は、各看護師を統括する看護師長とその指揮を受けて業務を遂行する看護師とのまとまりが組織の最小単位であると考えられ、各病棟ごとの看護師長と看護師のグループにより遂行される業務全体が「同一の業務」であると判断される。
- (イ) 各外来ごとに看護師長が任命され、当該看護師長にその外来の看護師 全体が統括されており、各看護師が業務や時間帯等を交代しながらその 外来の業務全体を実施している場合は、各看護師を統括する看護師長と その指揮を受けて業務を遂行する看護師とのまとまりが組織の最小単位 であると考えられ、各外来ごとの看護師長と看護師のグループにより遂 行される業務全体が「同一の業務」であると判断される。
  - (ウ) 診療所等で看護師長が任命されておらず、各看護師が医師から直接指揮を受けて業務や時間帯等を交代しながら、その業務全体を実施してい

る場合は、当該業務の内容について指示を行う医師と、その指揮を受けて当該業務を遂行する看護師とのまとまりが組織の最小単位であると考えられることから、当該業務の内容について指示を行う医師と当該業務を行う看護師のグループにより遂行される業務全体が「同一の業務」であると判断される。

# ③ 臨床検査技師等の例

- (7) 臨床検査技師等が検査部等に所属し、技師長等により検査部等に属する臨床検査技師等全体が統括されており、各臨床検査技師等が業務や時間帯等を交代しながら検査部等の業務全体を実施している場合は、各臨床検査技師等を統括する技師長等とその指揮を受けて業務を遂行する臨床検査技師等とのまとまりが組織の最小単位であると考えられ、技師長等と臨床検査技師等のグループにより遂行される業務全体が「同一の業務」であると判断される。
- (イ) 臨床検査技師等が各診療科に所属し、その診療科に所属する業務の内容について指示を行う権限を有する者から指揮を受ける場合は、診療科内における業務の内容について指示を行う者と、その指揮を受けて当該業務を遂行する者とのまとまりが組織の最小単位であると考えられることから、各診療科の業務の内容について指示を行う者と各診療科の当該業務を行う臨床検査技師等のグループにより遂行される業務全体が「同一の業務」であると判断される。

# Ⅱ 医療法に定める医師等の員数の算定方法について

紹介予定派遣により病院等に勤務する医師等について、医療法第25条の規定に基づく立入検査において病院の医師等の員数を算定する際には、当該医師等の勤務の実態により、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の要綱について」(平成13年6月14日付け医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知。以下「立入検査要綱」という。)の算定の方法によることとし、具体的には、原則として病院で定めた医師等の勤務時間のすべてを勤務する者については常勤医師等、それ以外の者については非常勤医師等とみなし、立入検査要綱の「非常勤医師の常勤換算」に定める方法により算定する。